

各
〔
都道府県
指定都市
中核市
児童相談所設置市
〕

障害保健福祉・児童福祉主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
こども家庭庁支援局長
（ 公 印 省 略 ）

介護給付費等の算定に係る体制等に関する届出等における留意点について

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成 18 年厚生労働省告示第 523 号。以下「報酬告示」という。）、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準」（平成 24 年厚生労働省告示第 124 号。以下「地域相談支援報酬告示」）及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準」（平成 24 年厚生労働省告示第 125 号。以下「計画相談支援報酬告示」）並びに「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の算定に関する基準」（平成 24 年厚生労働省告示第 122 号。以下「通所支援報酬告示」という。）、「児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準」（平成 24 年厚生労働省告示第 123 号。以下「入所支援報酬告示」という。）及び「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準」（平成 24 年厚生労働省告示第 126 号。以下「障害児相談支援報酬告示」という。）について、それぞれの介護給付費等の算定に係る体制等に関する届出に際してその届出項目及び届出様式の記載上の留意点等は下記のとおりであるので、御了知の上、管内市町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その取り扱いにあたっては遺漏なきよう期されたい。

なお、本通知にてお示しする届出に係る告示の適用期日は、令和 8 年 4 月 1 日とされておりますが、適用を待たず、可能な限り早期のご活用をご検討いただきますようお願いいたします。

記

第 1 届出項目について

指定障害福祉サービス事業者等から届出を求める項目は、報酬告示別表介護給付費等単位数表、地域相談支援報酬告示別表地域相談支援給付費単位数表及び計画相談支援報酬告示別表計画相談支援給付費単位数表並びに通所支援報酬告示別表障害児通所給付費等単位数表、入所支援報酬告示別表障害児入所給付費単位数表及び障害児相談支援報酬告示別表障害児相談支援給付費単位数表の中で、介護給付費等の算定に際して、事前に都道府県知事又は市町村長（特別区の区長を含む。以下同

じ。)に届け出なければならぬことが告示上明記されている事項その他の介護給付費等の請求に対して適正な審査等を行う上で必要な事項とし、(別紙1-1)「介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表」又は(別紙1-2)「障害児通所・入所給付費の算定に係る体制等状況一覧表」に掲げる項目とする。

第2 体制等状況一覧表の記載要領について

1 各サービス共通事項

「地域区分」については、こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める一単位の単価並びに厚生労働大臣が定める一単位の単価(平成18年厚生労働省告示第539号)第2号に規定する地域区分をいい、事業所の所在する地域の地域区分を記載させること。

2 居宅介護

- ① 「身体拘束廃止未実施」については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。)第35条の2第2項又は第3項(指定障害福祉サービス基準第43条の4において準用する場合を含む。)に規定する基準を満たしていない場合に、「2. あり」と記載させること。
- ② 「虐待防止措置未実施」については、指定障害福祉サービス基準第40条の2(指定障害福祉サービス基準第43条の4及び第48条第1項において準用する場合を含む。)に規定する基準を満たしていない場合に、「2. あり」と記載させること。
- ③ 「業務継続計画未策定」については、指定障害福祉サービス基準第33条の2第1項(指定障害福祉サービス基準第43条の4及び第48条第1項において準用する場合を含む。)に規定する基準を満たしていない場合に、「2. あり」と記載させること。
- ④ 「情報公表未報告」については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下、「障害者総合支援法」という。)第76条の3第1項の規定に基づく情報公表対象サービス等情報に係る報告を行っていない場合に、「2. あり」と記載させること。
- ⑤ 「特定事業所」については、こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準(平成18年厚生労働省告示第543号。以下「長官及び大臣基準」という。)第1号イに該当する場合に、「2. I」と、同号ロに該当する場合に、「3. II」と、同号ハに該当する場合に、「4. III」と、同号ニに該当する場合に、「5. IV」と記載させること。また、(別紙2-1)「特定事業所加算に係る届出書(居宅介護事業所)」を添付させること。
- ⑥ 「特定事業所(経過措置対象)」については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示(令和6年こども家庭庁・厚生労働省告示第3号)第8条による改正前の長官及び大臣基準第1号イ、ハ又はニに該当する場合に、「2. 該当」と記載させること。
- ⑦ 「福祉・介護職員等処遇改善加算対象」については、長官及び大臣基準第2号イに該当する場合に「2. I」と、同号第2号ロに該当する場合に「3.

- Ⅱ」と、同号第2号ハに該当する場合に「4. Ⅲ」と、同号第2号ニに該当する場合に「5. Ⅳ」と記載させること。
- ⑧ 「共生型サービス対象区分」については、介護保険サービスの指定訪問介護事業者が共生型居宅介護の指定を受け、実際にサービス提供を行うことが可能な場合に、「2. 該当」と記載させること。
- ⑨ 「地域生活支援拠点等」については、厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準(平成18年厚生労働省告示第551号。以下「施設基準」という。)第1号に該当する場合に、「2. 該当」と記載させること。
- 3 重度訪問介護
- ① 「身体拘束廃止未実施」については、居宅介護と同様であるため、2①を準用すること。
- ② 「虐待防止措置未実施」については、居宅介護と同様であるため、2②を準用すること。
- ③ 「業務継続計画未策定」については、居宅介護と同様であるため、2③を準用すること。
- ④ 「情報公表未報告」については、居宅介護と同様であるため、2④を準用すること。
- ⑤ 「特定事業所」については、長官及び大臣基準第5号イに該当する場合に、「2. Ⅰ」と、同号ロに該当する場合に、「3. Ⅱ」と、同号ハに該当する場合に、「4. Ⅲ」と記載させること。また、(別紙2-2)「特定事業所加算に係る届出書(重度訪問介護事業所)」を添付させること。
- ⑥ 「福祉・介護職員等処遇改善加算対象」については、居宅介護と同様であるため、2⑦を準用すること。
- ⑦ 「共生型サービス対象区分」については、介護保険サービスの指定訪問介護事業者が共生型重度訪問介護の指定を受け、実際にサービス提供を行うことが可能な場合に、「2. 該当」と記載させること。
- ⑧ 「地域生活支援拠点等」については、施設基準第2号に該当する場合に、「2. 該当」と記載させること。
- 4 同行援護
- ① 「身体拘束廃止未実施」については、居宅介護と同様であるため、2①を準用すること。
- ② 「虐待防止措置未実施」については、居宅介護と同様であるため、2②を準用すること。
- ③ 「業務継続計画未策定」については、居宅介護と同様であるため、2③を準用すること。
- ④ 「情報公表未報告」については、居宅介護と同様であるため、2④を準用すること。
- ⑤ 「特定事業所」については、長官及び大臣基準第9号イに該当する場合に、「2. Ⅰ」と、同号ロに該当する場合に、「3. Ⅱ」と、同号ハに該当する場合に、「4. Ⅲ」と、同号ニに該当する場合に、「5. Ⅳ」記載させること。また、(別紙2-3)「特定事業所加算に係る届出書(重度訪問介護事業所)」を添付させること。

- ⑥ 「福祉・介護職員等処遇改善加算対象」については、居宅介護と同様であるため、2⑦を準用すること。
 - ⑦ 「地域生活支援拠点等」については、施設基準第3号に該当する場合に、「2. 該当」と記載させること。
- 5 行動援護
- ① 「身体拘束廃止未実施」については、居宅介護と同様であるため、2①を準用すること。
 - ② 「虐待防止措置未実施」については、居宅介護と同様であるため、2②を準用すること。
 - ③ 「業務継続計画未策定」については、居宅介護と同様であるため、2③を準用すること。
 - ④ 「情報公表未報告」については、居宅介護と同様であるため、2④を準用すること。
 - ⑤ 「特定事業所」については、長官及び大臣基準第13号イに該当する場合に「2. I」と、同号ロに該当する場合に「3. II」と、同号ハに該当する場合に「4. III」と、同号ニに該当する場合に「5. IV」記載させること。また、(別紙2-4)「特定事業所加算に係る届出書(重度訪問介護事業所)」を添付させること。
 - ⑥ 「特定事業所(経過措置対象)」については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示(令和6年こども家庭庁・厚生労働省告示第3号)第8条による改正前の長官及び大臣基準第13号イ、ハ又はニに該当する場合に、「2. 該当」と記載させること。
 - ⑦ 「福祉・介護職員等処遇改善加算対象」については、居宅介護と同様であるため、2⑦を準用すること。
 - ⑧ 「地域生活支援拠点等」については、施設基準第4号に該当する場合に、「2. 該当」と記載させること。
- 6 療養介護
- ① 「定員規模」については、該当する区分を記載させること。
 - ② 「人員配置区分」については、該当する区分を記載させること。
 - ③ 「身体拘束廃止未実施」については、居宅介護と同様であるため、2①を準用すること。
 - ④ 「虐待防止措置未実施」については、居宅介護と同様であるため、2②を準用すること。
 - ⑤ 「業務継続計画未策定」については、居宅介護と同様であるため、2③を準用すること。
 - ⑥ 「情報公表未報告」については、居宅介護と同様であるため、2④を準用すること。
 - ⑦ 「特例対象」については、平成24年3月31日において現に存する重症心身障害児施設又は指定医療機関から転換する指定療養介護事業所のうち、施設基準第5号へに該当する場合に、「2. あり」と記載させること。
 - ⑧ 「定員超過」については、厚生労働大臣が定める利用者の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乗じる割合並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業

者の員数の基準並びに所定単位数に乗じる割合(平成 18 年厚生労働省告示第 550 号。以下「利用者数等基準」という。)第 1 号イに該当する場合に、「2. あり」と記載させること。

- ⑨ 「職員欠如」については、利用者数等基準第 1 号ロ(サービス管理責任者の員数の基準を除く。)に該当する場合に、「2. あり」と記載させること。
- ⑩ 「サービス管理責任者欠如」については、利用者数等基準第 1 号ロ(サービス管理責任者の員数の基準に限る。)に該当する場合に、「2. あり」と記載させること。
- ⑪ 「福祉専門職員配置等」については、報酬告示別表第 5 の 3 の福祉専門職員配置等加算の注 1 に該当する場合に「5. I」と、注 2 に該当する場合に「3. II」と、注 3 に該当する場合に「4. III」と記載させること。また、(別紙 3-1)「福祉専門職員配置等加算に関する届出書(療養介護・生活介護・自立訓練(機能訓練・生活訓練)・就労移行支援・就労継続支援・自立生活援助・共同生活援助・児童発達支援・放課後等デイサービス・福祉型障害児入所施設・医療型障害児入所施設)」を添付させること。
- ⑫ 「人員配置体制」については、施設基準第 5 号ト又はチに該当する場合に、「2. あり」と記載させること。また、(別紙 4)「人員配置体制加算に関する届出書(生活介護・療養介護)」を添付させること。
- ⑬ 「福祉・介護職員等処遇改善加算対象」については、居宅介護と同様であるため、2⑦を準用すること。
- ⑭ 「指定管理者制度適用区分」については、該当する区分を記載させること。
- ⑮ 「地域生活支援拠点等」については、該当する区分を記載させること。

7 生活介護

- ① 「定員規模」については、該当する区分を記載させること。
- ② 「多機能型等定員区分」については、多機能型事業所又は複数の単位でサービス提供している事業所について、利用定員の合計数を設定し、該当する区分を記載させること。
- ③ 「人員配置区分」については、該当する区分を記載させること。
- ④ 「施設区分」については、該当する区分を記載させること。
- ⑤ 「定員超過」については、利用者数等基準第 2 号イに該当する場合に、「2. あり」と記載させること。
- ⑥ 「職員欠如」については、利用者数等基準第 2 号ロ(サービス管理責任者の員数の基準を除く。)に該当する場合に、「2. あり」と記載させること。
- ⑦ 「サービス管理責任者欠如」については、利用者数等基準第 2 号ロ(サービス管理責任者の員数の基準に限る。)に該当する場合に、「2. あり」と記載させること。
- ⑧ 「開所時間減算」については、利用者数等基準第 2 号ハに該当する場合に、「2. あり」と記載させること。
- ⑨ 「開所時間減算区分(※4)」については、利用者数等基準第 2 号ハに該当する場合に該当する区分を記載させること。
- ⑩ 「短時間利用減算」については、報酬告示別表第 6 の 1 の注 4 の(3)に該当する場合に、「2. あり」と記載させること。
- ⑪ 「大規模事業所」については、報酬改定第 6 の 1 の注 6 に該当する場合に、「5. 定員 81 人以上」と記載させること。

- ⑫ 「医師配置」については、報酬改定第6の1の注7に該当する場合に、「2. あり」と記載させること。
- ⑬ 「身体拘束廃止未実施」については、障害者支援施設以外で指定障害福祉サービス基準第93条、第93条の5及び第223条第1項において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の2第2項又は第3項に規定する基準を満たしていない場合に「2. あり（障害者支援施設以外）」と、障害者支援施設で指定障害者支援施設基準第48条第2項又は第3項に規定する基準を満たしていない場合に「3. あり（障害者支援施設）」と記載させること。
- ⑭ 「虐待防止措置未実施」については、指定障害福祉サービス基準第93条、第93条の5及び第223条第1項において準用する指定障害福祉サービス基準第40条の2又は指定障害者支援施設基準第54条の2に規定する基準を満たしていない場合に、「2. あり」と記載させること。
- ⑮ 「業務継続計画未策定」については、指定障害福祉サービス基準第93条、第93条の5及び第223条第1項において準用する指定障害福祉サービス基準第33条の2第1項又は指定障害者支援施設基準第42条の2第1項に規定する基準を満たしていない場合に、「2. あり」と記載させること。
- ⑯ 「情報公表未報告」については、居宅介護と同様であるため、2④を準用すること。
- ⑰ 「人員配置体制」については、施設基準第6号イ、ロ、ハ又はニに該当する場合に、「2. あり」と記載させること。また、(別紙4)「人員配置体制加算に関する届出書(生活介護・療養介護)」を添付させること。
- ⑱ 「福祉専門職員配置等」については、報酬告示別表第6の3の福祉専門職員配置等加算の注1に該当する場合に「5. I」と、注2に該当する場合に「3. II」と、注3に該当する場合に「4. III」と記載させること。また、(別紙3-1)「福祉専門職員配置等加算に関する届出書(療養介護・生活介護・自立訓練(機能訓練・生活訓練)・就労移行支援・就労継続支援・自立生活援助・共同生活援助・児童発達支援・放課後等デイサービス・福祉型障害児入所施設・医療型障害児入所施設)」を添付させること。なお、福祉専門職員配置等加算(I)又は(II)を算定している場合であっても、福祉専門職員配置等加算(III)を算定することができるため、その場合は、「6. I・III」又は「7. II・III」と記載させること。
- ⑲ 「常勤看護職員等配置」については、看護職員を常勤換算方法で1人以上配置している場合に、「2. あり」と記載させること。また、(別紙5)「常勤看護職員等配置加算・看護職員配置加算に関する届出書」を添付させること。
- ⑳ 「常勤看護職員等配置(看護職員常勤換算員数)」については、看護職員常勤換算員数を記載させること。
- ㉑ 「視覚・聴覚等支援体制」については、報酬告示別表第6の4の視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の注1に該当する場合に「3. I」と、注2に該当する場合に「2. II」と記載させること。また、(別紙6-1)「視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(I)に関する届出書」又は(別紙6-2)「視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(II)に関する届出書」を添付させること。
- ㉒ 「重度障害者支援I体制」については、報酬告示別表第6の7の2の重度障害者支援加算の注1に該当する場合に、「2. あり」と記載させること。

- また、(別紙 8-1)「重度障害者支援加算に関する届出書(生活介護・施設入所支援)」を添付させること。
- ⑳ 「重度障害者支援Ⅱ・Ⅲ体制」については、施設基準第 6 号へに該当する場合に、「2. あり」と記載させること。また、(別紙 8-1)「重度障害者支援加算に関する届出書(生活介護・施設入所支援)」を添付させること。
 - ㉑ 「リハビリテーション加算」については、報酬告示別表第 6 の 8 のリハビリテーション加算の注 1 の(1)から(5)までのいずれにも該当する場合に、「2. あり」と記載させること。また、(別紙 9-1)「リハビリテーション加算に関する届出書(生活介護)」を添付させること。
 - ㉒ 「食事提供体制」については、報酬告示別表第 6 の 10 の食事提供体制加算の注の(1)から(3)までのいずれにも該当する場合に、「2. あり」と記載させること。また、(別紙 10)「食事提供体制加算に関する届出書」を添付させること。
 - ㉓ 「延長支援体制」については、施設基準第 6 号チに該当する場合に、「2. あり」と記載させること。
 - ㉔ 「送迎体制」については、厚生労働大臣が定める送迎並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める送迎(平成 24 年厚生労働省告示第 268 号。以下「送迎告示」という。)第 1 号イに該当する場合に「3. I」と、同号ロに該当する場合に「4. II」と記載させること。また、(別紙 48)「送迎加算に関する届出書」を添付させること。
 - ㉕ 「送迎体制(重度)」については、報酬告示別表第 6 の 12 の送迎加算の注 2 に該当する場合に、「2. あり」と記載させること。また、(別紙 48)「送迎加算に関する届出書」を添付させること。
 - ㉖ 「就労移行支援体制」については、報酬告示別表第 6 の 13 の 2 の就労移行支援体制加算の注に該当する場合に、「2. あり」と記載させること。また、(別紙 51-1)「就労移行支援体制加算に関する届出書(生活介護・自立訓練)」を添付させること。
 - ㉗ 「就労移行支援体制(就労定着者数)」については、就労定着者数を記載させること。
 - ㉘ 「入浴支援体制」については、報酬告示別表第 6 の 13 の 2 の 3 の入浴支援加算の注に該当する場合に、「2. あり」と記載させること。また、(別紙 18)「入浴支援加算に関する届出書」を添付させること。
 - ㉙ 「栄養改善体制」については、報酬告示別表第 6 の 13 の 6 の栄養改善加算の注の(1)から(4)までのいずれにも該当する場合に、「2. あり」と記載させること。
 - ㉚ 「福祉・介護職員等処遇改善加算対象」については、居宅介護と同様であるため、2⑦を準用すること。
 - ㉛ 「指定管理者制度適用区分」については、該当する区分を記載させること。
 - ㉜ 「共生型サービス対象区分」については、介護保険サービスの指定通所介護事業者等が共生型生活介護の指定を受け、実際にサービス提供を行うことが可能な場合に、「2. 該当」と記載させること。
 - ㉝ 「サービス管理責任者配置等」については、報酬告示別表第 1 の注 12 に該当する場合に、「2. あり」と記載させること。

- ③⑦ 「地域生活支援拠点等」については、施設基準6号リまたはルに該当する場合に、「2. 該当」と記載させること。また、(別紙47)「地域生活支援拠点等に関連する加算の届出」を添付させること。
- ③⑧ 「中核的人材配置体制」については、施設基準第6号トに該当する場合に、「2. あり」と記載させること。また、(別紙8-1)「重度障害者支援加算に関する届出書(生活介護・施設入所支援)」を添付させること。
- ③⑨ 「高次脳機能障害者支援体制」については、施設基準第6号ホに該当する場合に、「2. あり」と記載させること。また、(別紙7)「高次脳機能障害者支援体制加算に関する届出書」を添付させること。
- 8 短期入所
- ① 「施設区分」については、該当する区分を記載させること。
- ② 「定員超過」については、利用者数等基準第3号イに該当する場合に、「2. あり」と記載させること。
- ③ 「職員欠如」については、利用者数等基準第3号ロに該当する場合に、「2. あり」と記載させること。
- ④ 「大規模減算」については、単独型事業所の利用定員が20人以上である場合に、「2. あり」と記載させること。
- ⑤ 「身体拘束廃止未実施」については、居宅介護と同様であるため、2①を準用すること。
- ⑥ 「虐待防止措置未実施」については、居宅介護と同様であるため、2②を準用すること。
- ⑦ 「業務継続計画未策定」については、居宅介護と同様であるため、2③を準用すること。
- ⑧ 「情報公表未報告」については、居宅介護と同様であるため、2④を準用すること。
- ⑨ 「常勤看護職員等配置」については、生活介護と同様であるため、7⑱を準用すること。
- ⑩ 「重度障害者支援加算(強度行動障害)」については、報酬告示第7の3の重度障害者支援加算のイ又はロのいずれかに該当する場合に、「2. あり」と記載させること。また、(別紙8-2)「重度障害者支援加算に関する届出書(短期入所)」を添付させること。
- ⑪ 「単独型加算」については、報酬告示第7の4の単独型加算の注1から2のいずれにも該当する場合に、「2. あり」と記載させること。
- ⑫ 「医療連携体制加算(IX)」については、施設基準第7号トに該当する場合に、「2. あり」と記載させること。
- ⑬ 「栄養士配置」については、該当する区分を記載させること。
- ⑭ 「食事提供体制」については、報酬告示別表第7の8の食事提供体制加算の注の(1)から(3)までのいずれにも該当する場合に、「2. あり」と記載させること。また、(別紙10)「食事提供体制加算に関する届出書」を添付させること。
- ⑮ 「送迎体制」については、送迎告示第2号イ及びロに該当する場合に、「2. あり」と記載させること。また、(別紙48)「送迎加算に関する届出書」を添付させること。
- ⑯ 「日中活動支援体制」については、報酬告示別表第7の13の日中活動支援加算の注の(1)から(3)までのいずれにも該当する場合に、「2. あり」と記

載させること。また、(別紙 49)「日中活動支援加算に関する届出書」を添付させること。

- ⑰ 「福祉・介護職員等処遇改善加算対象」については、居宅介護と同様であるため、2⑦を準用すること。
- ⑱ 「指定管理者制度適用区分」については、該当する区分を記載させること。
- ⑲ 「共生型サービス対象区分」については、介護保険サービスの指定通所介護事業者等が共生型生活介護の指定を受け、実際にサービス提供を行うことが可能な場合に、「2. 該当」と記載させること。
- ⑳ 「福祉専門職員配置等」については、報酬告示別表第7の1の福祉専門職員配置等加算の注15の7の(1)に該当する場合に「5. I」と、報酬告示別表第7の1の福祉専門職員配置等加算の注15の7の(1)に該当する場合に「3. II」と記載させること。また、(別紙3-2)「福祉専門職員の配置に係る加算に関する届出書(共生型短期入所)」を添付させること。
- ㉑ 「地域生活支援拠点等」については、施設基準第7号ニに該当する場合に、「2. 該当」と記載させること。また、(別紙47)「地域生活支援拠点等に関連する加算の届出書」を添付させること。
- ㉒ 「中核的人材配置体制」については、施設基準第7号へに該当する場合に、「2. あり」と記載させること。また、(別紙8-2)「重度障害者支援加算に関する届出書(短期入所)」を添付させること。

9 重度障害者等包括支援

- ① 「身体拘束廃止未実施」については、居宅介護と同様であるため、2①を準用すること。
- ② 「虐待防止措置未実施」については、居宅介護と同様であるため、2②を準用すること。
- ③ 「業務継続計画未策定」については、居宅介護と同様であるため、2③を準用すること。
- ④ 「情報公表未報告」については、居宅介護と同様であるため、2④を準用すること。
- ⑤ 「送迎体制」については、送迎告示第3号に該当する場合に、「2. あり」と記載させること。また、(別紙48)「送迎加算に関する届出書」を添付させること。
- ⑥ 「地域生活移行個別支援」については、施設基準第8号ロに該当する場合に、「2. あり」と記載させること。また、(別紙12)「地域生活移行個別支援特別加算に関する届出書」を添付させること。
- ⑦ 「精神障害者地域移行体制」については、自立訓練と同様であるため、11②を準用すること。
- ⑧ 「強度行動障害者地域移行体制」については、また、(別紙14)「強度行動障害者地域移行特別加算に関する届出書」を添付させること。
- ⑨ 「福祉・介護職員等処遇改善加算対象」については、居宅介護と同様であるため、2⑦を準用すること。
- ⑩ 「指定管理者制度適用区分」については、該当する区分を記載させること。
- ⑪ 「地域生活支援拠点等」については、施設基準第8号に該当する場合に、「2. 該当」と記載させること。また、(別紙47)「地域生活支援拠点等に関連する加算の届出書」を添付させること。

10 施設入所支援

- ① 「定員規模」については、該当する区分を記載させること。
- ② 「定員超過」については、利用者数等基準第4号イに該当する場合に、「2. あり」と記載させること。
- ③ 「職員欠如」については、利用者数等基準第4号ロに該当する場合に、「2. あり」と記載させること。
- ④ 「栄養士配置減算対象」については、報酬告示第9の1の管理栄養士等未配置減算の注3のイに該当する場合に、「3. 栄養士未配置」と、報酬告示第9の1の管理栄養士等未配置減算の注3のロに該当する場合に、「2. 非常勤栄養士」と記載させること。また、(別紙16)「栄養士配置加算・栄養マネジメント加算に関する届出書」を添付させること。
- ⑤ 「身体拘束廃止未実施」については、指定障害者支援施設基準第48条第2項又は第3項に規定する基準を満たしていない場合に「2. あり」と記載させること。
- ⑥ 「虐待防止措置未実施」については、指定障害者支援施設基準第54条の2に規定する基準を満たしていない場合に「2. あり」と記載させること。居宅介護と同様であるため、2②を準用すること。
- ⑦ 「業務継続計画未策定」については、指定障害者支援施設基準第42条の2に規定する基準を満たしていない場合に「2. あり」と記載させること。
- ⑧ 「情報公表未報告」については、居宅介護と同様であるため、2④を準用すること。
- ⑨ 「地域移行等意向確認体制未整備」については、報酬告示別表第9の1の注5に該当する場合に、「2. あり」と記載させること。
- ⑩ 「夜勤職員配置体制」については、施設基準第9号イに該当する場合に、「2. あり」と記載させること。また、(別紙17)「夜勤職員配置体制加算に関する届出書」を添付させること。
- ⑪ 「重度障害者支援Ⅰ体制」については、報酬告示別表第9の3の重度障害者支援加算の注1に該当する場合に、「2. あり」と記載させること。また、(別紙8-1)「重度障害者支援加算に関する届出書(生活介護・施設入所支援)」及び(別紙53)「障がい基礎年金1級を受給する利用者の状況(重度者支援体制加算に係る届出書)」を添付させること。
- ⑫ 「重度障害者支援Ⅰ体制(重度)」については、報酬告示別表第9の3の重度障害者支援加算の注2に該当する場合に、「2. あり」と記載させること。また、(別紙8-1)「重度障害者支援加算に関する届出書(生活介護・施設入所支援)」及び(別紙53)「障がい基礎年金1級を受給する利用者の状況(重度者支援体制加算に係る届出書)」を添付させること。
- ⑬ 「重度障害者支援Ⅱ・Ⅲ体制」については、施設基準第9号ロ又は同号ハに該当する場合に、「2. あり」と記載させること。また、(別紙8-1)「重度障害者支援加算に関する届出書(生活介護・施設入所支援)」及び(別紙53)「障がい基礎年金1級を受給する利用者の状況(重度者支援体制加算に係る届出書)」を添付させること。
- ⑭ 「視覚・聴覚等支援体制」については、報酬告示別表第9の4の2の視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の注1に該当する場合に「3. I」と、報酬告示別表第9の4の2の視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の注1に該当する場合に「2. II」と記載させること。また、(別紙6-1)「視覚・聴覚言語

- 障害者支援体制加算（Ⅰ）に関する届出書」又は（別紙6-2）「視覚・聴覚言語障害者支援体制加算（Ⅱ）に関する届出書」を添付させること。
- ⑮ 「夜間看護体制」については、報酬告示第9の4の夜間看護体制加算の注に該当する場合に、「2. あり」と記載させること。また、（別紙19）「夜間看護体制加算に関する届出書」を添付させること。
 - ⑯ 「夜間看護体制（看護職員配置数）」については、夜勤職員配置体制加算が算定されている指定障害者支援施設等における看護職員の配置人数（1を超えて配置した人数に限る。）を記載させること。
 - ⑰ 「地域生活移行個別支援」については、施設基準第9号へに該当する場合に、「2. あり」と記載させること。また、（別紙12）「地域生活移行個別支援特別加算に関する届出書」を添付させること。
 - ⑱ 「口腔衛生管理体制」については、施設基準第9号トに該当する場合に、「2. あり」と記載させること。また、（別紙50）「口腔衛生管理体制加算に係る届出書」を添付させること。
 - ⑲ 「福祉・介護職員等処遇改善加算対象」については、居宅介護と同様であるため、2⑦を準用すること。
 - ⑳ 「指定管理者制度適用区分」については、該当する区分を記載させること。
 - ㉑ 「地域生活支援拠点等」については、施設基準第9号ホに該当する場合に、「2. 該当」と記載させること。また、（別紙47）「地域生活支援拠点等に関連する加算の届出書」を添付させること。
 - ㉒ 「地域移行支援体制」については、報酬告示第9の13の2の地域移行支援体制加算の注に該当する場合に、「2. あり」と記載させること。また、（別紙20）「地域移行支援体制加算に関する届出書」を添付させること。
 - ㉓ 「地域移行支援体制（定員減少数）」については、障害者支援施設を退所し、退所から6月以上、指定共同生活援助事業所等へ入居している者又は賃貸等により地域で生活している者（介護老人福祉施設等の介護保険施設へ入居するために退所した者及び病院への長期入院のために退所した者を除く。）の数を記載させること。
 - ㉔ 「障害者支援施設等感染対策向上体制」については、報酬告示第9の13の5の障害者支援施設等感染対策向上加算の注1に該当する場合に「2. Ⅰ」と、報酬告示第9の13の5の障害者支援施設等感染対策向上加算の注2に該当する場合に「3. Ⅱ」と、報酬告示第9の13の5の障害者支援施設等感染対策向上加算の注1及び注2のいずれにも該当する場合に「4. Ⅰ・Ⅱ」と記載させること。また、（別紙22）「障害者支援施設等感染対策向上加算に関する届出書」を添付させること。
 - ㉕ 「中核的人材配置体制」については、施設基準第9号ハに該当する場合に、「2. あり」と記載させること。また、（別紙8-1）「重度障害者支援加算に関する届出書（生活介護・施設入所支援）」を添付させること。
 - ㉖ 「高次脳機能障害者支援体制」については、施設基準第9号ニに該当する場合に、「2. あり」と記載させること。また、（別紙7）「高次脳機能障害者支援体制加算に関する届出書」を添付させること。
 - ㉗ 「通院支援」については、報酬告示第9の13の3の通院支援加算の注に該当する場合に、（別紙21）「通院支援加算に関する届出書」を添付させること。

- ⑳ 「栄養マネジメント」については、報酬告示第9の10の栄養マネジメント加算の注の(1)から(4)までのいずれにも該当する場合に、(別紙16)「栄養士配置加算・栄養マネジメント加算に関する届出書」を添付させること。

11 自立訓練

- ㉑ 「定員規模」については、該当する区分を記載させること。
- ㉒ 「多機能型定員区分」については、多機能型事業所又は複数の単位でサービス提供している事業所について、利用定員の合計数を設定し、該当する区分を記載させること。
- ㉓ 「施設区分」については、該当する区分を記載させること。
- ㉔ 「訪問訓練」については、居宅を訪問して行う場合に、「2. あり」と記載させること。
- ㉕ 「視覚障害機能訓練専門職員配置」については、報酬告示別表第10の1の機能訓練サービス費の注2の2又は第11の1の生活訓練サービス費の注2の2に該当する場合に、「2. あり」と記載させること。
- ㉖ 「定員超過」については、利用者数等基準第5号イ又は第6号イ若しくはロに該当する場合に、「2. あり」と記載させること。
- ㉗ 「職員欠如」については、利用者数等基準第5号ロ（サービス管理責任者の員数の基準を除く。）又は利用者数等基準第5号ハ（サービス管理責任者の員数の基準を除く。）に該当する場合に、「2. あり」と記載させること。
- ㉘ 「サービス管理責任者欠如」については、利用者数等基準第5号ロ（サービス管理責任者の員数の基準に限る。）又は利用者数等基準第5号ハ（サービス管理責任者の員数の基準に限る。）に該当する場合に、「2. あり」と記載させること。
- ㉙ 「標準期間超過」については、報酬告示別表第10の1の機能訓練サービス費の注4の(3)又は報酬告示別表第11の1の生活訓練サービス費の注6の(3)に該当する場合に、「2. あり」と記載させること。
- ㉚ 「身体拘束廃止未実施」については、障害者支援施設以外で指定障害福祉サービス基準第162条、第162条の5及び第223条第1項において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の2第2項又は第3項に規定する基準を満たしていない場合に「2. あり（障害者支援施設以外）」と、障害者支援施設で指定障害者支援施設基準第48条第2項又は第3項に規定する基準を満たしていない場合に「3. あり（障害者支援施設）」と記載させること。
- ㉛ 「虐待防止措置未実施」については、指定障害福祉サービス基準第162条、第162条の5及び第223条第1項において準用する指定障害福祉サービス基準第40条の2又は指定障害者支援施設基準第54条の2に規定する基準を満たしていない場合に、「2. あり」と記載させること。
- ㉜ 「業務継続計画未策定」については、指定障害福祉サービス基準第162条、第162条の5、第171条、第171条の4及び第223条第1項において準用する指定障害福祉サービス基準第33条の2第1項又は指定障害者支援施設基準第42条の2第1項に規定する基準を満たしていない場合に、「2. あり」と記載させること。
- ㉝ 「情報公表未報告」については、居宅介護と同様であるため、2㉔を準用すること。
- ㉞ 「福祉専門職員配置等」については、報酬告示別表第10の3の福祉専門職員配置等加算の注1又は第11の1の2の福祉専門職員配置等加算の注1

に該当する場合に「5. I」と、報酬告示別表第10の3の福祉専門職員配置等加算の注2又は第11の1の2の福祉専門職員配置等加算の注2に該当する場合に「3. II」と、報酬告示別表第10の3の福祉専門職員配置等加算の注3又は第11の1の2の福祉専門職員配置等加算の注3に該当する場合に「4. III」と記載させること。また、(別紙3-1)「福祉専門職員配置等加算に関する届出書(療養介護・生活介護・自立訓練(機能訓練・生活訓練)・就労移行支援・就労継続支援・自立生活援助・共同生活援助・児童発達支援・放課後等デイサービス・福祉型障害児入所施設・医療型障害児入所施設)」を添付させること。

- ⑮ 「視覚・聴覚支援体制」については、報酬告示別表第11の視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の注1に該当する場合に「3. I」と、報酬告示別表第11の視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の注1に該当する場合に「2. II」と記載させること。また、(別紙6-1)「視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(I)に関する届出書」又は(別紙6-2)「視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(II)に関する届出書」を添付させること。
- ⑯ 「地域移行支援体制強化」については、施設基準第11号イに該当する場合に、「2. あり」と記載させること。また、(別紙27)「地域移行支援体制強化加算・通勤者生活支援加算に関する届出書」を添付させること。
- ⑰ 「リハビリテーション加算」については、報酬告示別表第10の4の2のリハビリテーション加算の注1の(1)から(5)までのいずれにも該当する場合に、「2. あり」と記載させること。また、(別紙9-2)「リハビリテーション加算に関する届出書(自立訓練(機能訓練))」を添付させること。
- ⑱ 「個別計画訓練支援加算」については、報酬告示別表第11の4の3の個別計画訓練支援加算の注1の(1)から(5)までのいずれにも該当する場合に、「2. あり」と記載させること。また、(別紙34)「個別計画訓練支援加算に関する届出書」を添付させること。
- ⑲ 「短期滞在」については、施設基準第11号ハ(1)に該当する場合に「2. 宿直体制」と、(2)に該当する場合に「3. 夜勤体制」と記載させること。また、(別紙28)「精神障害者退院支援施設加算・短期滞在加算に関する届出書」を添付させること。
- ⑳ 「精神障害者退院支援施設」については、施設基準第11号ヘ(1)に該当する場合に「2. 宿直体制」と、(2)に該当する場合に「3. 夜勤体制」と記載させること。また、(別紙28)「精神障害者退院支援施設加算・短期滞在加算に関する届出書」を添付させること。
- ㉑ 「通勤者生活支援」については、報酬告示別表第11の5の3の通勤者生活支援加算の注に該当する場合に、「2. あり」と記載させること。また、(別紙56)「通勤者生活支援加算に係る体制」を添付させること。
- ㉒ 「地域生活移行個別支援」については、施設基準第11号イに該当する場合に、「2. あり」と記載させること。また、(別紙12)「地域生活移行個別支援特別加算に関する届出書」を添付させること。
- ㉓ 「精神障害者地域移行支援」については、報酬告示別表第11の5の10の精神障害者地域移行特別加算の注に該当する場合に、「2. あり」と記載させること。また、(別紙13)「精神障害者地域移行特別加算に関する届出書」を添付させること。

- ⑳ 「強度行動障害者地域移行体制」については、施設基準第 11 号ホに該当する場合に、「2. あり」と記載させること。また、(別紙 14)「強度行動障害者地域移行特別加算に関する届出書」を添付させること。
- ㉑ 「食事提供体制」については、報酬告示別表第 10 の 6 の食事提供体制加算の注の(1)から(3)までのいずれにも該当する場合又は第 11 の注 1 の(1)から(3)までのいずれにも該当する場合若しくは注 2 に該当する場合に、「2. あり」と記載させること。また、(別紙 10)「食事提供体制加算に関する届出書」を添付させること。
- ㉒ 「看護職員配置」については、看護職員を常勤換算方法で 1 人以上配置している場合に、「2. あり」と記載させること。また、(別紙 5)「常勤看護職員等配置加算・看護職員配置加算に関する届出書」を添付させること。
- ㉓ 「送迎体制」については、送迎告示第 4 号イに該当する場合に「3. I」と、同号ロに該当する場合に「4. II」と記載させること。また、(別紙 48)「送迎加算に関する届出書」を添付させること。
- ㉔ 「夜間支援等体制」については、報酬告示別表第 11 の 9 の夜間支援等体制加算の注 1 に該当する場合に「2. I」と、注 2 に該当する場合に「3. II」と、注 3 に該当する場合に「4. III」と記載させること。また、(別紙 29-1)「夜間支援等体制加算に関する届出書(宿泊型自立訓練)」を添付させること。なお、複数該当がある場合には「5. I・II」、「6. I・III」、「7. II・III」又は「8. I・II・III」と記載させること。
- ㉕ 「社会生活支援」については、施設基準第 10 号ハ又は第 11 号チに該当する場合に、「2. あり」と記載させること。また、(別紙 26)「社会生活支援特別加算に関する届出書」を添付させること。
- ㉖ 「就労移行支援体制」については、報酬告示別表第 10 の 8 の 3 の就労移行支援体制加算の注又は第 11 の 12 の 3 の就労移行支援体制加算の注に該当する場合に、「2. あり」と記載させること。また、(別紙 51-1)「就労移行支援体制加算に関する届出書(生活介護・自立訓練)」を添付させること。
- ㉗ 「就労移行支援体制(就労定着者数)」については、就労定着者数を記載させること。
- ㉘ 「福祉・介護職員等処遇改善加算対象」については、居宅介護と同様であるため、2㉖を準用すること。
- ㉙ 「指定管理者制度適用区分」については、該当する区分を記載させること。
- ㉚ 「ピアサポート実施加算」については、報酬告示別表第 10 の 1 の 3 のピアサポート実施加算の注又は第 11 の 1 の 4 のピアサポート実施加算の注に該当する場合に、「2. あり」と記載させること。また、(別紙 23-2)「ピアサポート実施加算に関する届出書」を添付させること。
- ㉛ 「共生型サービス対象区分」については、介護保険サービスの指定通所介護事業者等が共生型自立訓練の指定を受け、実際にサービス提供を行うことが可能な場合に、「2. 該当」と記載させること。
- ㉜ 「サービス管理責任者配置等」については、報酬告示別表第 1 の注 4 の 7 又は注 6 の 7 に該当する場合に、「2. あり」と記載させること。
- ㉝ 「地域生活支援拠点等」については、施設基準第 10 号ロ又は第 11 号トに該当する場合に、「2. 該当」と記載させること。

- ③⑦ 「高次脳機能障害者支援体制」については、施設基準第 10 号イ又は第 11 号ロに該当する場合に、「2. あり」と記載させること。また、(別紙 7)「高次脳機能障害者支援体制加算に関する届出書」を添付させること。

12 就労選択支援

- ① 「定員超過」については、利用者数等基準第 6 号の 2 イに該当する場合に、「2. あり」と記載させること。
- ② 「職員欠如」については、利用者数等基準第 6 号の 2 ロに該当する場合に、「2. あり」と記載させること。
- ③ 「身体拘束廃止未実施」については、居宅介護と同様であるため、2 ①を準用すること。
- ④ 「虐待防止措置未実施」については、居宅介護と同様であるため、2 ②を準用すること。
- ⑤ 「業務継続計画未策定」については、居宅介護と同様であるため、2 ③を準用すること。
- ⑥ 「情報公表未報告」については、居宅介護と同様であるため、2 ④を準用すること。
- ⑦ 「特定事業所集中」については、長官及び大臣基準第 31 号に該当する場合に、「2. あり」と記載させること。
- ⑧ 「福祉専門職員配置等」については、報酬告示別表第 11 の 2 の 6 の福祉専門職員配置等加算の注 1 に該当する場合に「5. I」と、注 2 に該当する場合に「3. II」と、注 3 に該当する場合に「4. III」と記載させること。また、(別紙 3-1)「福祉専門職員配置等加算に関する届出書(療養介護・生活介護・自立訓練(機能訓練・生活訓練)・就労選択支援・就労移行支援・就労継続支援・自立生活援助・共同生活援助・児童発達支援・放課後等デイサービス・福祉型障害児入所施設・医療型障害児入所施設)」を添付させること。
- ⑨ 「視覚・聴覚等支援体制」については、報酬告示別表第 11 の 2 の 2 の視覚・聴覚言語障害者支援加算の注 1 に該当する場合に「3. I」と、注 2 に該当する場合に「2. II」と記載させること。また、(別紙 6-1)「視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(I)に関する届出書」又は(別紙 6-2)「視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(II)に関する届出書」を添付させること。
- ⑩ 「食事提供体制」については、報酬告示別表第 11 の 2 の 5 の食事提供体制加算の注の(1)から(3)までのいずれにも該当する場合に、「2. あり」と記載させること。また、(別紙 10)「食事提供体制加算に関する届出書」を添付させること。
- ⑪ 「送迎体制」については、送迎告示第 4 号に該当する場合に、「2. あり」と記載させること。また、(別紙 48)「送迎加算に関する届出書」を添付させること。
- ⑫ 「福祉・介護職員等処遇改善加算対象」については、居宅介護と同様であるため、2 ⑦を準用すること。
- ⑬ 「指定管理者制度適用区分」については、該当する区分を記載させること。
- ⑭ 「高次脳機能障害者支援体制」については、施設基準第 11 号の 2 に該当する場合に、「2. あり」と記載させること。また、(別紙 7)「高次脳機能障害者支援体制加算に関する届出書」を添付させること。

13 就労移行支援

- ① 「定員規模」については、該当する区分を記載させること。
- ② 「施設区分」については、該当する区分を記載させること。
- ③ 「就労定着率区分」については、該当する区分を記載させること。
- ④ 「定員超過」については、利用者数等基準第7号イに該当する場合に、「2. あり」と記載させること。
- ⑤ 「職員欠如」については、利用者数等基準第7号ロ（サービス管理責任者の員数の基準を除く。）に該当する場合に、「2. あり」と記載させること。
- ⑥ 「サービス管理責任者欠如」については、利用者数等基準第7号ロ（サービス管理責任者の員数の基準に限る。）に該当する場合に、「2. あり」と記載させること。
- ⑦ 「標準期間超過」については、報酬告示別表第12の1の就労移行支援サービス費の注5の(3)に該当する場合に、「2. あり」と記載させること。
- ⑧ 「身体拘束廃止未実施」については、障害者支援施設以外で指定障害福祉サービス基準第184条において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の2第2項又は第3項に規定する基準を満たしていない場合に「2. あり（障害者支援施設以外）」と、障害者支援施設で指定障害者支援施設基準第48条第2項又は第3項に規定する基準を満たしていない場合に「3. あり（障害者支援施設）」と記載させること。
- ⑨ 「虐待防止措置未実施」については、指定障害福祉サービス基準第184条において準用する指定障害福祉サービス基準第40条の2又は指定障害者支援施設基準第54条の2に規定する基準を満たしていない場合に、「2. あり」と記載させること。
- ⑩ 「業務継続計画未策定」については、指定障害福祉サービス基準第184条において準用する指定障害福祉サービス基準第33条の2第1項又は指定障害者支援施設基準第42条の2第1項に規定する基準を満たしていない場合に、「2. あり」と記載させること。
- ⑪ 「情報公表未報告」については、居宅介護と同様であるため、2④を準用すること。
- ⑫ 「福祉専門職員配置等」については、報酬告示別表第12の9の福祉専門職員配置等加算の注1に該当する場合に「5. I」と、注2に該当する場合に「3. II」と、注3に該当する場合に「4. III」と記載させること。また、（別紙3-1）「福祉専門職員配置等加算に関する届出書（療養介護・生活介護・自立訓練（機能訓練・生活訓練）・就労移行支援・就労継続支援・自立生活援助・共同生活援助・児童発達支援・放課後等デイサービス・福祉型障害児入所施設・医療型障害児入所施設）」を添付させること。
- ⑬ 「視覚・聴覚等支援体制」については、報酬告示別表第12の2の視覚・聴覚言語障害者支援加算の注1に該当する場合に「3. I」と、注2に該当する場合に「2. II」と記載させること。また、（別紙6-1）「視覚・聴覚言語障害者支援体制加算（I）」に関する届出書又は（別紙6-2）「視覚・聴覚言語障害者支援体制加算（II）」に関する届出書を添付させること。
- ⑭ 「精神障害者退院支援施設」については、施設基準第12号ロに該当する場合に「2. 宿直体制」と、ハに該当する場合に「3. 夜勤体制」と記載させること。また、（別紙28）「精神障害者退院支援施設加算・短期滞在加算に関する届出書」を添付させること。
- ⑮ 「食事提供体制」については、報酬告示別表第12の7の食事提供体制加算の注の(1)から(3)までのいずれにも該当する場合に該当する場合に、「2.

あり」と記載させること。また、(別紙 10)「食事提供体制加算に関する届出書」を添付させること。

- ⑩ 「移行準備支援体制」については、前年度に施設外支援を実施した利用者の数が利用定員の 100 分の 50 を越える場合に、「2. あり」と記載させること。また、(別紙 52)「施設外支援実施状況(移行準備支援体制加算に係る届出書)」を添付させること。
- ⑪ 「送迎体制」については、送迎告示第 4 号に該当する場合に、「2. あり」と記載させること。また、(別紙 48)「送迎加算に関する届出書」を添付させること。
- ⑫ 「社会生活支援」については、施設基準第 12 号ホに該当する場合に、「2. あり」と記載させること。また、(別紙 26)「社会生活支援特別加算に関する届出書」を添付させること。
- ⑬ 「福祉・介護職員等処遇改善加算対象」については、居宅介護と同様であるため、2⑦を準用すること。
- ⑭ 「指定管理者制度適用区分」については、該当する区分を記載させること。
- ⑮ 「地域生活支援拠点等」については、施設基準第 12 号ニに該当する場合に、「2. 該当」と記載させること。また、(別紙 47)「地域生活支援拠点等に関連する加算の届出書」を添付させること。
- ⑯ 「高次脳機能障害者支援体制」については、施設基準第 12 号イに該当する場合に、「2. あり」と記載させること。また、(別紙 7)「高次脳機能障害者支援体制加算に関する届出書」を添付させること。

14 就労継続支援 A 型

- ① 「定員規模」については、該当する区分を記載させること。
- ② 「人員配置区分」については、該当する区分を記載させること。
- ③ 「評価点区分」については、該当する区分を記載させること。
- ④ 「定員超過」については、利用者数等基準第 8 号イに該当する場合に、「2. あり」と記載させること。
- ⑤ 「職員欠如」については、利用者数等基準第 8 号ロ(サービス管理責任者の員数の基準を除く。)に該当する場合に、「2. あり」と記載させること。
- ⑥ 「サービス管理責任者欠如」については、利用者数等基準第 8 号ロ(サービス管理責任者の員数の基準に限る。)に該当する場合に、「2. あり」と記載させること。
- ⑦ 「自己評価結果等未公表減算」については、インターネットの利用その他の方法によりスコアの公表を実施していることについて、(別紙 57)「スコアの公表状況に関する届出書」による届出がされていない場合に、「2. あり」と記載させること。
- ⑧ 「身体拘束廃止未実施」については、障害者支援施設以外で指定障害福祉サービス基準第 197 条において準用する指定障害福祉サービス基準第 35 条の 2 第 2 項又は第 3 項に規定する基準を満たしていない場合に「2. あり(障害者支援施設以外)」と、障害者支援施設で指定障害他の者支援施設基準第 48 条第 2 項又は第 3 項に規定する基準を満たしていない場合に「3. あり(障害者支援施設)」と記載させること。
- ⑨ 「虐待防止措置未実施」については、指定障害福祉サービス基準第 197 条において準用する指定障害福祉サービス基準第 40 条の 2 又は指定障害者支

援施設基準第 54 条の 2 に規定する基準を満たしていない場合に、「2. あり」と記載させること。

- ⑩ 「業務継続計画未策定」については、指定障害福祉サービス基準第 197 条において準用する指定障害福祉サービス基準第 33 条の 2 第 1 項又は指定障害者支援施設基準第 42 条の 2 第 1 項に規定する基準を満たしていない場合に、「2. あり」と記載させること。⑪ 「情報公表未報告」については、居宅介護と同様であるため、2④を準用すること。
- ⑫ 「福祉専門職員配置等」については、報酬告示別表第 13 の 8 の福祉専門職員配置等加算の注 1 に該当する場合に「5. I」と、注 2 に該当する場合に「3. II」と、注 3 に該当する場合に「4. III」と記載させること。また、(別紙 3-1)「福祉専門職員配置等加算に関する届出書(療養介護・生活介護・自立訓練(機能訓練・生活訓練)・就労移行支援・就労継続支援・自立生活援助・共同生活援助・児童発達支援・放課後等デイサービス・福祉型障害児入所施設・医療型障害児入所施設)」を添付させること。
- ⑬ 「視覚・聴覚等支援体制」については、報酬告示別表第 13 の 2 の視覚・聴覚言語障害者支援加算の注 1 に該当する場合に「3. I」と、注 2 に該当する場合に「2. II」と記載させること。また、(別紙 6-1)「視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(I)に関する届出書」又は(別紙 6-2)「視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(II)に関する届出書」を添付させること。
- ⑭ 「重度者支援体制」については、報酬告示第 13 の 11 の重度障害者支援体制加算の注 1 に該当する場合に「2. I」と、報酬告示第 14 の 12 の重度障害者支援体制加算の注 1 に該当する場合に「3. II」と記載させること。また、(別紙 53)「障がい基礎年金 1 級を受給する利用者の状況(重度者支援体制加算に係る届出書)」を添付させること。
- ⑮ 「就労移行支援体制」については、報酬告示第 13 の 3 の就労移行支援体制加算の注 1 から注 4 のいずれかに該当する場合に、「2. あり」と記載させること。また、(別紙 51-3)「就労移行支援体制加算に関する届出書(就労継続支援 B 型)」を添付させること。
- ⑯ 「就労移行支援体制(就労定着者数)」については、就労定着者数を記載させること。また、(別紙 51-3)「就労移行支援体制加算に関する届出書(就労継続支援 B 型)」を添付させること。
- ⑰ 「賃金向上達成指導員配置」については、報酬告示第 13 の 12 の賃金向上達成指導員配置加算に該当する場合に、「2. あり」と記載させること。また、(別紙 31)「賃金向上達成指導員配置加算に関する届出書」を添付させること。
- ⑱ 「送迎体制」については、送迎告示第 4 号イに該当する場合に「3. I」と、同号ロに該当する場合に「4. II」と記載させること。また、(別紙 48)「送迎加算に関する届出書」を添付させること。
- ⑲ 「食事提供体制」については、報酬告示別表第 13 の 7 の食事提供体制加算の注の(1)から(3)までのいずれにも該当する場合に該当する場合に、「2. あり」と記載させること。また、(別紙 10)「食事提供体制加算に関する届出書」を添付させること。
- ⑳ 「社会生活支援」については、施設基準第 13 号ニに該当する場合に、「2. あり」と記載させること。また、(別紙 26)「社会生活支援特別加算に関する届出書」を添付させること。

- ⑲ 「就労継続 A 型利用者負担減免」については、就労継続支援 A 型事業における利用者負担減免事業実施要綱について（平成 19 年障発第 0731001 号）に該当する場合に、「2. あり」と記載させること。
- ⑳ 「福祉・介護職員等処遇改善加算対象」については、居宅介護と同様であるため、2⑦を準用すること。
- ㉑ 「指定管理者制度適用区分」については、該当する区分を記載させること。
- ㉒ 「地域生活支援拠点等」については、施設基準第 14 号ホに該当する場合に、「2. 該当」を記載させること。また、(別紙 47)「地域生活支援拠点等」に関連する加算の届出」を添付させること。
- ㉓ 「高次脳機能障害者支援体制」については、施設基準第 13 号に該当する場合に、「2. あり」と記載させること。また、(別紙 7)「高次脳機能障害者支援体制加算に関する届出書」を添付させること。

15 就労継続支援 B 型

- ① 「定員規模」については、該当する区分を記載させること。
- ② 「人員配置区分」については、該当する区分を記載させること。
- ③ 「平均工賃月額区分」については、該当する区分を記載させること。
- ④ 「定員超過」については、利用者数等基準第 9 号イに該当する場合に、「2. あり」と記載させること。
- ⑤ 「職員欠如」については、利用者数等基準第 9 号ロ（サービス管理責任者の員数の基準を除く。）に該当する場合に、「2. あり」と記載させること。
- ⑥ 「サービス管理責任者欠如」については、利用者数等基準第 9 号ロ（サービス管理責任者の員数の基準に限る。）に該当する場合に、「2. あり」と記載させること。
- ⑦ 「身体拘束廃止未実施」については、障害者支援施設以外で指定障害福祉サービス基準第 202 条、第 206 条及び第 223 条第 1 項において準用する指定障害福祉サービス基準第 35 条の 2 第 2 項又は第 3 項に規定する基準を満たしていない場合に「2. あり（障害者支援施設以外）」と、障害者支援施設で指定障害者支援施設基準第 48 条第 2 項又は第 3 項に規定する基準を満たしていない場合に「3. あり（障害者支援施設）」と記載させること。
- ⑧ 「虐待防止措置未実施」については、指定障害福祉サービス基準第 202 条、第 206 条及び第 223 条第 1 項において準用する指定障害福祉サービス基準第 40 条の 2 又は指定障害者支援施設基準第 54 条の 2 に規定する基準を満たしていない場合に、「2. あり」と記載させること。
- ⑨ 「業務継続計画未策定」については、指定障害福祉サービス基準第 202 条、第 206 条及び第 223 条第 1 項において準用する指定障害福祉サービス基準第 33 条の 2 第 1 項又は指定障害者支援施設基準第 42 条の 2 第 1 項に規定する基準を満たしていない場合に、「2. あり」と記載させること。⑩ 「情報公表未報告」については、居宅介護と同様であるため、2④を準用すること。
- ⑪ 「福祉専門職員配置等」については、報酬告示別表第 14 の 8 の福祉専門職員配置等加算の注 1 に該当する場合に「5. I」と、注 2 に該当する場合に「3. II」と、注 3 に該当する場合に「4. III」と記載させること。また、(別紙 3-1)「福祉専門職員配置等加算に関する届出書（療養介護・生活介護・自立訓練（機能訓練・生活訓練）・就労移行支援・就労継続支援・自立

生活援助・共同生活援助・児童発達支援・放課後等デイサービス・福祉型障害児入所施設・医療型障害児入所施設)」を添付させること。

- ⑫ 「視覚・聴覚等支援体制」については、報酬告示別表第 14 の 2 の視覚・聴覚言語障害者支援加算の注 1 に該当する場合に「3. I」と、注 2 に該当する場合に「2. II」と記載させること。また、(別紙 6-1)「視覚・聴覚言語障害者支援体制加算 (I) に関する届出書」又は (別紙 6-2)「視覚・聴覚言語障害者支援体制加算 (II) に関する届出書」を添付させること。
- ⑬ 「重度者支援体制」については、報酬告示第 14 の 12 の重度障害者支援体制加算の注 1 に該当する場合に「2. I」と、報酬告示第 14 の 12 の重度障害者支援体制加算の注 1 に該当する場合に「3. II」と記載させること。また、(別紙 53)「障がい基礎年金 1 級を受給する利用者の状況 (重度者支援体制加算に係る届出書)」を添付させること。
- ⑭ 「就労移行支援体制」については、報酬告示第 14 の 3 の就労移行支援体制加算の注 1 から注 4 のいずれかに該当する場合に、「2. あり」と記載させること。また、(別紙 51-3)「就労移行支援体制加算に関する届出書 (就労継続支援 B 型)」を添付させること。
- ⑮ 「就労移行支援体制 (就労定着者数)」については、就労定着者数を記載させること。また、(別紙 51-3)「就労移行支援体制加算に関する届出書 (就労継続支援 B 型)」を添付させること。
- ⑯ 「目標工賃達成指導員配置」については、施設基準第 14 号トに該当する場合に、「2. あり」と記載させること。また、(別紙 32)「目標工賃達成指導員配置加算に関する届出書」を添付させること。
- ⑰ 「目標工賃達成加算対象」については、報酬告示第 14 の 13 の 2 の目標工賃達成加算の注に該当数場合に、「2. あり」と記載させること。また、(別紙 33)「目標工賃達成加算に関する届出書」を添付させること。
- ⑱ 「送迎体制」については、送迎告示第 4 号イに該当する場合に「3. I」と、同号ロに該当する場合に「4. II」と記載させること。また、(別紙 48)「送迎加算に関する届出書」を添付させること。
- ⑲ 「食事提供体制」については、報酬告示別表第 14 の 7 の食事提供体制加算の注の(1)から(3)までのいずれにも該当する場合に該当する場合に、「2. あり」と記載させること。また、(別紙 10)「食事提供体制加算に関する届出書」を添付させること。
- ⑳ 「社会生活支援」については、施設基準第 14 号リに該当する場合に、「2. あり」と記載させること。また、(別紙 26)「社会生活支援特別加算に関する届出書」を添付させること。
- ㉑ 「福祉・介護職員等処遇改善加算対象」については、居宅介護と同様であるため、2⑦を準用すること。
- ㉒ 「指定管理者制度適用区分」については、該当する区分を記載させること。
- ㉓ 「地域生活支援拠点等」については、施設基準第 14 号ヌに該当する場合に、「2. 該当」を記載させること。また、(別紙 47)「地域生活支援拠点等に関連する加算の届出」を添付させること。
- ㉔ 「高次脳機能障害者支援体制」については、施設基準第 14 号へに該当する場合に、「2. あり」と記載させること。また、(別紙 7)「高次脳機能障害者支援体制加算に関する届出書」を添付させること。

16 就労定着支援

- ① 「就労定着支援利用者数」については、該当する区分を記載させること。
- ② 「就労定着率区分」については、該当する区分を記載させること。
- ③ 「職員欠如」については、利用者数等基準第9号の2（サービス管理責任者の員数の基準を除く。）に該当する場合に、「2. あり」と記載させること。
- ④ 「サービス管理責任者欠如」については、利用者数等基準第9号の2（サービス管理責任者の員数の基準に限る。）に該当する場合に、「2. あり」と記載させること。
- ⑤ 「支援体制構築未実施」については、長官及び大臣基準第38号イからハのいずれにも該当する場合に、「2. あり」と記載させること。
- ⑥ 「虐待防止措置未実施」については、居宅介護と同様であるため、2②を準用すること。
- ⑦ 「業務継続計画未策定」については、居宅介護と同様であるため、2③を準用すること。
- ⑧ 「就労定着実績」については、報酬告示第14の2の4就労定着実績体制加算の注に該当する場合に、「2. あり」と記載させること。また、(別紙54)「就労定着実績体制加算に関する届出書」を添付させること。
- ⑨ 「職場適応援助者養成研修修了者配置体制」については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める研修(平成21年厚生労働省告示第178号)第2号に該当する場合に、「2. あり」と記載させること。また、(別紙35)「職場適応援助者養成研修修了者配置体制加算に関する届出書」を添付させること。
- ⑩ 「福祉・介護職員等処遇改善加算対象」については、居宅介護と同様であるため、2⑦を準用すること。
- ⑪ 「地域生活支援拠点等」については、該当する区分を記載させること。

17 自立生活援助

- ① 「人員配置区分」については、該当する区分を記載させること。
- ② 「サービス管理責任者欠如」については、利用者数等基準第9号の3に該当する場合に、「2. あり」と記載させること。
- ③ 「標準期間超過」については、報酬告示別表第14の3の1の自立生活援助サービス費の注8の(3)に該当する場合に、「2. あり」と記載させること。
- ④ 「虐待防止措置未実施」については、居宅介護と同様であるため、2②を準用すること。
- ⑤ 「業務継続計画未策定」については、居宅介護と同様であるため、2③を準用すること。
- ⑥ 「情報公表未報告」については、居宅介護と同様であるため、2④を準用すること。
- ⑦ 「福祉専門職員配置等」については、報酬告示別表第14の3の2の福祉専門職員配置等加算の注1に該当する場合に「5. I」と、注2に該当する場合に「3. II」と、注3に該当する場合に「4. III」と記載させること。また、(別紙3-1)「福祉専門職員配置等加算に関する届出書(療養介護・生活介護・自立訓練(機能訓練・生活訓練)・就労移行支援・就労継続支援・自立生活援助・共同生活援助・児童発達支援・放課後等デイサービス・福祉型障害児入所施設・医療型障害児入所施設)」を添付させること。

- ⑧ 「居住支援連携体制」については、長官及び大臣基準第 39 号の 2 イ及びロのいずれにも該当する場合に、「2. 該当」と記載させること。また、(別紙 55)「居住支援連携体制加算に関する届出書」を添付させること。
- ⑨ 「福祉・介護職員等処遇改善加算対象」については、居宅介護と同様であるため、2⑦を準用すること。
- ⑩ 「ピアサポート体制」については、報酬告示別表第 14 の 3 の 3 のピアサポート実施加算の注に該当する場合に、「2. あり」と記載させること。また、(別紙 25)「ピアサポート実施加算に関する届出書」を添付させること。
- ⑪ 「地域生活支援拠点等」については、施設基準第 15 号ロ(1)及び(2)のいずれにも該当する場合に、「2. 該当」と記載させること。また、(別紙 47)「地域生活支援拠点等に関連する加算の届出」を添付させること。
- ⑫ 「地域生活支援拠点等機能強化体制」については、施設基準第 15 号イ(1)及び(2)のいずれかに該当する場合に、「2. あり」と記載させること。また、(別紙 36)「地域生活支援拠点等機能強化加算に関する届出書」を添付させること。

18 共同生活援助

- ① 「人員配置区分」については、該当する区分を記載させること。
- ② 「施設区分」については、該当する区分を記載させること。
- ③ 「大規模住居」については、該当する区分を記載させること。
- ④ 「職員欠如」については、利用者数等基準第 10 号ロ（サービス管理責任者の員数の基準を除く。）に該当する場合に、「2. あり」と記載させること。
- ⑤ 「サービス管理責任者欠如」については、利用者数等基準第 10 号ロ（サービス管理責任者の員数の基準に限る。）に該当する場合に、「2. あり」と記載させること。
- ⑥ 「身体拘束廃止未実施」については、居宅介護と同様であるため、2①を準用すること。
- ⑦ 「虐待防止措置未実施」については、居宅介護と同様であるため、2②を準用すること。
- ⑧ 「業務継続計画未策定」については、居宅介護と同様であるため、2③を準用すること。
- ⑨ 「情報公表未報告」については、居宅介護と同様であるため、2④を準用すること。
- ⑩ 「福祉専門職員配置等」については、報酬告示別表第 15 の 1 の 4 の福祉専門職員配置等加算の注 1 に該当する場合に「5. I」と、注 2 に該当する場合に「3. II」と、注 3 に該当する場合に「4. III」と記載させること。また、(別紙 3-1)「福祉専門職員配置等加算に関する届出書（療養介護・生活介護・自立訓練（機能訓練・生活訓練）・就労移行支援・就労継続支援・自立生活援助・共同生活援助・児童発達支援・放課後等デイサービス・福祉型障害児入所施設・医療型障害児入所施設）」を添付させること。
- ⑪ 「視覚・聴覚等支援体制」については、報酬告示別表第 15 の 1 の 4 の 2 の視覚・聴覚言語障害者支援加算の注 1 に該当する場合に「3. I」と、注 2 に該当する場合に、「2. II」と記載させること。また、(別紙 6-1)「視覚・聴覚言語障害者支援体制加算（I）に関する届出書」又は(別紙 6-2)「視覚・聴覚言語障害者支援体制加算（II）に関する届出書」を添付させること。

- ⑫ 「看護職員配置体制」については、看護職員を常勤換算方法で1人以上配置している場合に、「2. あり」と記載させること。また、(別紙5)「常勤看護職員等配置加算・看護職員配置加算に関する届出書」を添付させること。
- ⑬ 「夜間支援等体制」については、報酬告示別表第15の1の5の夜間支援等体制加算の注1に該当する場合に「2. I」と、注2に該当する場合に「3. II」と、注3に該当する場合に「4. III」と記載させること。また、(別紙29-2)「夜間支援等体制加算に関する届出書(共同生活援助)」を添付させること。なお、複数該当がある場合には「5. I・II」、「6. I・III」、「7. II・III」又は「8. I・II・III」と記載させること。
- ⑭ 「夜間支援等体制加算 I 加配職員体制」については、報酬告示別表第15の1の5の夜間支援等体制加算の注4に該当する場合に「2. IV」と、注5に該当する場合に「3. V」と、注6に該当する場合に「4. VI」と記載させること。
- ⑮ 「夜勤職員加配体制」については、報酬告示別表第15の1の5の2の夜間職員加配加算の注に該当する場合に、「2. あり」と記載させること。また、(別紙38)「夜勤職員加配加算に関する届出書(共同生活援助)」を添付させること。
- ⑯ 「重度障害者支援職員配置」については、施設基準第16号ニ、ホ、第17号ハ(1)又は(2)に該当する場合に、「2. あり」と記載させること。また、(別紙8-3)「重度障害者支援加算に関する届出書(共同生活援助)」を添付させること。
- ⑰ 「地域生活移行個別支援」については、施設基準第16号ト、ニ又はホに該当する場合に、「2. あり」と記載させること。また、(別紙12)「地域生活移行個別支援特別加算に関する届出書」を添付させること。
- ⑱ 「精神障害者地域移行支援」については、報酬告示別表第16の6の2の精神障害者地域移行特別加算の注に該当する場合に、「2. あり」と記載させること。また、(別紙13)「精神障害者地域移行特別加算に関する届出書」を添付させること。
- ⑲ 「強度行動障害者地域移行体制」については、施設基準第16号チ又はホに該当する場合に、「2. あり」と記載させること。また、(別紙14)「強度行動障害者地域移行特別加算に関する届出書」を添付させること。
- ⑳ 「強度行動障害者体験利用加算職員配置」については、施設基準第16号チ又はホに該当する場合に、「2. あり」と記載させること。また、(別紙41)「強度行動障害者体験利用加算に関する届出書」を添付させること。
- ㉑ 「医療連携体制加算(VII)」については、施設基準第16号リ、第17号へ又は第18号へに該当する場合に、「2. あり」と記載させること。また、(別紙15)「医療連携体制加算(VII)に関する届出書(共同生活援助)」を添付させること。
- ㉒ 「通勤者生活支援」については、報酬告示別表第15の8の通勤者生活支援加算の注に該当する場合に、「2. あり」と記載させること。また、(別紙56)「通勤者生活支援加算に係る体制」を添付させること。
- ㉓ 「医療的ケア対応支援体制」については、報酬告示別表第15の1の7の医療的ケア対応支援加算の注に該当する場合に、「2. あり」と記載させること。また、(別紙39)「医療的ケア対応支援加算に関する届出書(共同生活援助)」を添付させること。

- ②④ 「移行支援住居体制（自立生活支援加算（Ⅲ））」については、施設基準第16号へ又は第18号ニに該当する場合に、「2. あり」と記載させること。また、（別紙40）「自立生活支援加算（Ⅲ）に関する届出書（移行支援住居の届出）」を添付させること。
- ②⑤ 「人員配置体制」については、施設基準第16号ロ(1)又は第18号ロ(1)に該当する場合に「3. 12:1」と、施設基準第16号ロ(2)又は第18号ロ(2)に該当する場合に「5. 30:1」と、施設基準第17号イ(1)に該当する場合に「2. 7.5:1」と、施設基準第17号イ(2)に該当する場合に「4. 20:1」と記載させること。また、（別紙37）「人員配置体制加算に関する届出書（共同生活援助）」を添付させること。
- ②⑥ 「福祉・介護職員等処遇改善加算対象」については、居宅介護と同様であるため、2⑦を準用すること。
- ②⑦ 「指定管理者制度適用区分」については、該当する区分を記載させること。
- ②⑧ 「ピアサポート実施加算」については、報酬告示別表第15の1の4の5のピアサポート実施加算の注に該当する場合に、「2. あり」と記載させること。また、（別紙23-1）「ピアサポート実施加算に関する届出書」を添付させること。なお、「退居後ピアサポート実施加算」については、報酬告示別表第15の1の4の6のピアサポート実施加算の注に該当する場合に、「2. あり」と記載させること。また、（別紙24）「退居後ピアサポート実施加算に関する届出書」を添付させること。
- ②⑨ 「地域生活支援拠点等」については、該当する区分を記載させること。
- ③⑩ 「障害者支援施設等感染対策向上体制」については、報酬告示第15の8の2の障害者支援施設等感染対策向上加算の注1に該当する場合に「2. I」と、報酬告示第15の8の2の障害者支援施設等感染対策向上加算の注2に該当する場合に「3. II」と報酬告示第15の8の2の障害者支援施設等感染対策向上加算の注1及び注2のいずれにも該当する場合に「4. I・II」と記載させること。また、（別紙22）「障害者支援施設等感染対策向上加算に関する届出書」を添付させること。
- ③⑪ 「中核的人材配置体制」については、施設基準第16号ホに該当する場合に、「2. あり」と記載させること。また、（別紙8-3）「重度障害者支援加算に関する届出書（共同生活援助）（兼・〇〇年度強度行動障害支援者養成研修等受講計画）」を添付させること。
- ③⑫ 「高次脳機能障害者支援体制」については、施設基準第16号ハ、第17号ロ又は第18号ハに該当する場合に、「2. あり」と記載させること。また、（別紙7）「高次脳機能障害者支援体制加算に関する届出書」を添付させること。

19 地域移行支援

- ① 「施設区分」については、該当する区分を記載させること。
- ② 「虐待防止措置未実施」については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第27号。以下「指定地域相談支援基準」という。）第36条の2第1号から第3号に規定する基準を満たしていない場合に、「2. あり」と記載させること。

- ③ 「業務継続計画未策定」については、指定地域相談支援基準第 28 条の 2 第 1 項に規定する基準を満たしていない場合に、「2. あり」と記載させること。
- ④ 「情報公表未報告」については、居宅介護と同様であるため、2④を準用すること。
- ⑤ 「居住支援連携体制」については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成 30 年厚生労働省告示第 114 号。以下「大臣基準」という。）第 6 号に該当する場合に、「2. 該当」と記載させること。また、(別紙 55)「居住支援連携体制加算に関する届出書」を添付させること。
- ⑥ 「ピアサポート体制」については、大臣基準第 3 号に該当する場合に、「2. あり」と記載させること。また、(別紙 25)「ピアサポート実施加算に関する届出書」を添付させること。
- ⑦ 「地域生活支援拠点等」については、大臣基準第 5 号に該当する場合に、「2. 該当」と記載させること。また、(別紙 47)「地域生活支援拠点等に関する加算の届出」を添付させること。
- ⑧ 「地域生活支援拠点等機能強化体制」については、大臣基準第 2 号の 2 に該当する倍に、「2. あり」と記載させること。

20 地域定着支援

- ① 「虐待防止措置未実施」については、地域移行支援と同様であるため、19①を準用すること。
- ② 「業務継続計画未策定」については、地域移行支援と同様であるため、19②を準用すること。
- ③ 「情報公表未報告」については、居宅介護と同様であるため、2④を準用すること。
- ④ 「居住支援連携体制」については、地域移行支援と同様であるため、19⑤を準用すること。また、(別紙 55)「居住支援連携体制加算に関する届出書」を添付させること。
- ⑤ 「ピアサポート体制」については、地域移行支援と同様であるため、19⑥を準用すること。
- ⑥ 「地域生活支援拠点等」については、また、(別紙 47)「地域生活支援拠点等に関する加算の届出」を添付させること。
- ⑦ 「地域生活支援拠点等機能強化体制」については、地域移行支援と同様であるため、19⑧を準用すること。

21 計画相談支援

- ① 「相談支援機能強化型体制」については、該当する区分を記載させること。
- ② 「虐待防止措置未実施」については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 28 号。以下「指定計画相談支援基準」という。）第 28 条の 2 に規定する基準を満たしていない場合に、「2. あり」と記載させること。
- ③ 「業務継続計画未策定」については、指定計画相談支援基準第 20 条の 2 に規定する基準を満たしていない場合に、「2. あり」と記載させること。

- ④ 「情報公表未報告」については、居宅介護と同様であるため、2④を準用すること。
- ⑤ 「行動障害支援体制」については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づきこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第180号。以下、「指定計画相談支援に関する長官及び大臣基準」という。）第6号イに該当する場合に「3. I」と、指定計画相談支援に関する長官及び大臣基準第6号ロに該当する場合に「2. II」と記載させること。また、(別紙44)「体制加算に関する届出書（相談支援事業所）（行動障害支援体制加算・要医療児者支援体制加算・精神障害者支援体制加算・高次脳機能障害支援体制加算）」を添付させること。
- ⑥ 「要医療児者支援体制」については、指定計画相談支援に関する長官及び大臣基準第7号イに該当する場合に「3. I」と、指定計画相談支援に関する長官及び大臣基準第7号ロに該当する場合に「2. II」と記載させること。また、(別紙44)「体制加算に関する届出書（相談支援事業所）（行動障害支援体制加算・要医療児者支援体制加算・精神障害者支援体制加算・高次脳機能障害支援体制加算）」を添付させること。
- ⑦ 「精神障害者支援体制」については、指定計画相談支援に関する長官及び大臣基準第8号イに該当する場合に「3. I」と、指定計画相談支援に関する長官及び大臣基準第8号ロに該当する場合に「2. II」と記載させること。また、(別紙44)「体制加算に関する届出書（相談支援事業所）（行動障害支援体制加算・要医療児者支援体制加算・精神障害者支援体制加算・高次脳機能障害支援体制加算）」を添付させること。
- ⑧ 「主任相談支援専門員配置」については、指定計画相談支援に関する長官及び大臣基準第4号イに該当する場合に「3. I」と、指定計画相談支援に関する長官及び大臣基準第4号ロに該当する場合に「2. II」と記載させること。また、(別紙42)「主任相談支援専門員配置加算に関する届出書」を添付させること。
- ⑨ 「ピアサポート体制」については、指定計画相談支援に関する長官及び大臣基準第10号に該当する場合に、「2. 該当」と記載させること。また、(別紙25)「ピアサポート体制加算に関する届出書」を添付させること。
- ⑩ 「地域生活支援拠点等」については、指定計画相談支援に関する長官及び大臣基準第11号に該当する場合に、「2. 該当」と記載させること。また、(別紙)「地域生活支援拠点等に関連する加算の届出」を添付させること。
- ⑪ 「地域体制強化共同支援加算対象」については、指定計画相談支援に関する長官及び大臣基準第12号イ又はロのいずれかに該当する場合に「2. あり」と記載させること。また、(別紙45)「地域体制強化共同支援加算に関する届出書」を添付させること。
- ⑫ 「地域生活支援拠点等機能強化体制」については、指定計画相談支援に関する長官及び大臣基準第2号イ又はロのいずれかに該当する場合に「2. あり」と記載させること。また、(別紙36)「地域生活支援拠点等機能強化加算に関する届出書」を添付させること。
- ⑬ 「高次脳機能障害者支援体制」については、指定計画相談支援に関する長官及び大臣基準第9号イに該当する場合に「3. I」と、指定計画相談支援に関する長官及び大臣基準第9号ロに該当する場合に「2. II」と記載させ

ること。また、(別紙 44)「体制加算に関する届出書(相談支援事業所)(行動障害支援体制加算・要医療児者支援体制加算・精神障害者支援体制加算・高次脳機能障害支援体制加算)」を添付させること。

22 児童発達支援

※基準該当児童発達支援事業所については、基準該当児童発達支援事業所については、(別紙 1-2)「障害児通所・入所給付費の算定に係る体制等状況一覧表」に加え(別紙 58)「基準該当児童発達支援・基準該当放課後等デイサービスの報酬算定区分に関する届出書」、その他必要な添付書類を届け出させること。

- ① 「定員規模」については、定員数を記入させること。
- ② 「施設等区分」については、こども家庭庁長官が定める施設基準(平成 24 年厚生労働省告示第 269 号。以下「長官基準」という。)第 1 号イ若しくはロ、第 12 号又は第 12 号の 7 に適合する場合に「1. 児童発達支援センター」と記載させること。
- ③ 「主たる障害種別」については、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成 24 年厚生労働省令第 15 号。以下「指定通所基準」という。)第 5 条第 4 項に規定する基準を満たしている場合に「2. 重症心身障害」と記載させること。
- ④ 「未就学児等支援区分」については、長官基準第 2 号イ又はロに該当する場合に「2. I」と、「2. I」以外であって第 2 号ハ又は二に該当する場合に「3. II」と記載させること。また、指定児童発達支援事業所については、(別紙 59)「指定児童発達支援・指定放課後等デイサービスの報酬算定区分に関する届出書」を添付させること。
- ⑤ 「定員超過」については、こども家庭庁長官が定める障害児の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乘じる割合(平成 24 年厚生労働省告示第 271 号。以下「障害児の数の基準等告示」という。)第 1 号イの表に該当する場合に「2. あり」と記載させること。
- ⑥ 「職員欠如」については、児童指導員又は保育士の員数を満たしていないために障害児の数の基準等告示第 1 号ロに該当する場合に「2. あり」と記載させること。
- ⑦ 「児童発達支援管理責任者欠如」については、児童発達支援管理責任者の員数を満たしていないために障害児の数の基準等告示第 1 号ロに該当する場合に「2. あり」と記載させること。
- ⑧ 「開所時間減算」については、障害児の数の基準等告示第 1 号ハに該当する場合に「2. あり」と記載させること。
- ⑨ 「開所時間減算区分」については、「開所時間減算」が「2. あり」の場合に、障害児の数の基準等告示第 1 号ハの表に規定する指定児童発達支援事業所等の営業時間について該当する区分を記載させること。
- ⑩ 「自己評価結果等未公表減算」については、指定通所基準第 26 条第 7 項(指定通所基準第 54 条の 5 及び第 54 条の 9 において準用する場合を含む。)に規定する基準に適合しているものとして、(別紙 60)「自己評価結果等の公表状況に関する届出書」による届出がされていない場合に、「2. あり」と記載させること。
- ⑪ 「支援プログラム未公表減算」については、指定通所基準第 26 条の 2(指定通所基準第 54 条の 5 及び第 54 条の 9 において準用する場合を含む。)に

規定する基準に適合しているものとして、(別紙 61)「支援プログラムの公表状況に関する届出書」による届出がされていない場合に、「2. あり」と記載させること。

- ⑫ 「身体拘束廃止未実施」については、指定通所基準第 44 条第 2 項又は第 3 項(指定通所基準第 54 条の 5 において準用する場合を含む。)に規定する基準を満たしていない場合に、「2. あり」と記載させること。
- ⑬ 「虐待防止措置未実施」については、指定通所基準第 45 条第 2 項(指定通所基準第 54 条の 5 及び第 54 条の 9 において準用する場合を含む。)に規定する基準を満たしていない場合に、「2. あり」と記載させること。
- ⑭ 「業務継続計画未策定」については、指定通所基準第 38 条の 2 第 1 項(指定通所基準第 54 条の 5 及び第 54 条の 9 において準用する場合を含む。)に規定する基準を満たしていない場合に、「2. あり」と記載させること。
- ⑮ 「情報公表未報告」については、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 33 条の 18 第 1 項の規定に基づく情報公表対象支援情報に係る報告を行っていない場合に、「2. あり」と記載させること。
- ⑯ 「児童指導員等加配体制」については、通所支援報酬告示別表第 1 の 1 の注 8 のイ(1)、ロ(1)又はハ(1)に該当する場合に「6. 常勤専従(経験 5 年以上)」と、同イ(2)、ロ(2)又はハ(2)に該当する場合に「7. 常勤専従(経験 5 年未満)」と、同イ(3)、ロ(3)又はハ(3)に該当する場合に「8. 常勤換算(経験 5 年以上)」と、同イ(4)、ロ(4)又はハ(4)に該当する場合に「9. 常勤換算(経験 5 年未満)」と、同イ(5)、ロ(5)又はハ(5)に該当する場合に「4. その他従業者」と記載させること。また、(別紙 62)「児童指導員等加配加算に関する届出書」を添付させること。
- ⑰ 「看護職員加配体制(重度)」については、長官基準第 3 号イに該当する場合に「2. I」と、同第 3 号ロに該当する場合に「3. II」と記載させること。また、(別紙 63)「看護職員加配加算に関する届出書」を添付させること。
- ⑱ 「福祉専門職員配置等」については、通所支援報酬告示別表第 1 の 5 の福祉専門職員配置等加算の注 1 に該当する場合に「5. I」と、注 2 に該当する場合に「3. II」と、注 3 に該当する場合に「4. III」と記載させること。また、(別紙 3-1)「福祉専門職員配置等加算に関する届出書(療養介護・生活介護・自立訓練(機能訓練・生活訓練)・就労移行支援・就労継続支援・自立生活援助・共同生活援助・児童発達支援・放課後等デイサービス・福祉型障害児入所施設・医療型障害児入所施設)」を添付させること。
- ⑲ 「栄養士配置体制」については、通所支援報酬告示別表第 1 の 6 の栄養士配置加算のイを算定する際に常勤の管理栄養士を 1 名以上配している場合に「4. 常勤管理栄養士」と、同イを算定する際に常勤の栄養士を 1 名以上配置している場合に「3. 常勤栄養士」と、同ロを算定する際に管理栄養士又は栄養士を 1 以上配置している場合に「2. その他栄養士」と記載させること。また、(別紙 64)「栄養士配置加算に関する届出書」を添付させること。
- ⑳ 「食事提供加算区分」については、通所支援報酬告示別表第 1 の 3 の食事提供加算イに該当する場合には「2. I」と、ロに該当する場合には「3. II」と記載すること。また、(別紙 65)「食事提供加算届出書」を添付させること。

- ⑳ 「強度行動障害加算体制」については、こども家庭庁長官が定める児童等（平成24年厚生労働省告示第270号。以下「長官児童等告示」という。）第1号の7に適合する強度の行動障害を有する児童に対し、長官児童等告示第1号の8に適合する指定児童発達支援又は共生型児童発達支援を行う場合に「2. あり」と記載させること。また、（別紙66-1）「強度行動障害児支援加算に関する届出書（児童発達支援・居宅訪問型児童発達支援・保育所等訪問支援）」を添付させること。
- ㉑ 「送迎体制」については、実際に利用者に対して送迎が可能な場合に、「2. あり」と記載させること。
- ㉒ 「送迎体制（重度）」については、長官基準第4号の5に該当する場合に、「2. あり」と記載させること。また、（別紙67）「送迎加算に関する届出書（重症心身障害児・医療的ケア児）」を添付させること。
- ㉓ 「送迎体制（医ケア）」については、長官基準第4号の6に該当する場合に、「2. あり」と記載させること。また、（別紙67）「送迎加算に関する届出書（重症心身障害児・医療的ケア児）」を添付させること。
- ㉔ 「延長支援体制」については、長官基準第4号の7又は第5号に適合する場合に、「2. あり」と記載させること。また、（別紙68）「延長支援加算に関する届出書」を添付させること。
- ㉕ 「専門的支援加算体制」については、通所支援報酬告示別表第1の1注9に規定する理学療法士等を、児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数（児童指導員等加配加算を算定している場合は、当該加算の算定に必要となる従業者の員数を含む。）に加え、1以上配置している場合に、「2. あり」と記載させること。また、（別紙69）「専門的支援体制加算に関する届出書」を添付させること。
- ㉖ 通所支援報酬告示別表第1、8に規定する通り「理学療法士等による支援が必要な障害児に対する専門的な支援の強化を図るために、理学療法士等を1以上配置する」場合には、（別紙70）「専門的支援実施加算に関する届出書」を添付させること。
- ㉗ 「中核機能強化加算対象」については、長官基準第1号イに該当する場合に「2. I」と、同号ロに該当する場合に「3. II」と、同号ハに該当する場合に「4. III」と記載させること。また、（別紙71）「中核機能強化加算・中核機能強化事業所加算に関する届出書」を添付させること。
- ㉘ 「中核機能強化事業所加算対象」については、長官基準第1号の2イ及びロに該当する場合に「2. あり」と記載させること。また、（別紙71）「中核機能強化加算・中核機能強化事業所加算に関する届出書」を添付させること。
- ㉙ 「視覚・聴覚等支援体制」については、通所支援報酬告示別表第1の8の5注に規定する「専門性を有する者」を1以上配置している場合に、「2. あり」と記載させること。また、（別紙72）「視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算に関する届出書」を添付させること。
- ㉚ 「人工内耳装用児支援体制」については、長官基準第4号に該当する場合に「2. I」と、通所支援報酬告示別表第1の8の4注2に規定する言語聴覚士を1以上配置している場合に、「3. II」と記載させること。また、（別紙73）「人工内耳装用児支援加算に関する届出書」を添付させること。

- ③② 「入浴支援体制」については、長官基準第4号の2に該当する場合に、「2. あり」と記載させること。また、(別紙74)「入浴支援加算に関する届出書」を添付させること。
- ③③ 「福祉・介護職員等処遇改善加算対象」については、長官児童等告示第2号イに適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施している場合に「2. I」と、同号ロに適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施している場合に「3. II」と、同号ハに適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施している場合に「4. III」と、同号ニに適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施している場合に「5. IV」と記載させること。
- ③④ 「指定管理者制度適用区分」については、該当する区分を記載させること。
- ③⑤ 「共生型サービス対象区分」については、指定通所基準第54条の2に規定する共生型児童発達支援の事業を行う場合に「2. 該当」と記載させること。
- ③⑥ 「共生型サービス体制強化」については、「共生型サービス対象区分」欄が「2. 該当」であって、通所支援報酬告示別表1第1の1注11イに該当する場合に「2. I」と、同ロに該当する場合に「3. II」と、同ハに該当する場合に「4. III」と記載させること。また、(別紙75)「共生型サービス体制強化加算・共生型サービス医療的ケア児支援加算に関する届出書」を添付させること。
- ③⑦ 「共生型サービス体制強化(医療的ケア)」については、通所支援報酬告示別表第1の12の5注に規定するとおり、看護職員又は認定特定行為業務従事者を1以上配置し、地域に貢献する活動を行っている場合に、「2. あり」と記載させること。また、(別紙75)「共生型サービス体制強化加算・共生型サービス医療的ケア児支援加算に関する届出書」を添付させること。
- ③⑧ 「地域生活支援拠点等」については、該当する区分を記載させること。
- ③⑨ 「経過措置対象区分」については、長官基準第12号イ若しくはロ又は第12号の7に該当する場合に「2. 該当」と記載させること。なお、「2. 該当」の場合には、①～③⑧の記載について、通所支援報酬告示別表2第1及び第2を参照のうえ、適宜読み替えること。

23 旧医療型児童発達支援

- ① 「定員規模」については、定員数を記入させること。
- ② 「施設等区分」については、通所支援報酬告示別表2第3の1イ又はロを算定する場合に「1. 医療型児童発達支援センター」と、ハ又はニを算定する場合に「2. 指定発達支援医療機関」と記載させること。
- ③ 「定員超過」については、障害児の数の基準等告示第3号の4イに該当する場合に「2. あり」と記載させること。
- ④ 「開所時間減算」については、障害児の数の基準等告示第3号の4ロに該当する場合に「2. あり」と記載させること。
- ⑤ 「開所時間減算区分」については、「開所時間減算」が「2. あり」の場合に、障害児の数の基準等告示第3号の4ロの表に規定する旧指定医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関の営業時間について該当する区分を記載させること。
- ⑥ 「支援プログラム未公表減算」については、指定通所基準第26条の2に規定する基準に適合しているものとして、(別紙61)「支援プログラムの公

表状況に関する届出書」による届出がされていない場合に、「2. あり」と記載させること。

- ⑦ 「身体拘束廃止未実施」については、児童発達支援と同様であるため、22⑫を準用すること。
- ⑧ 「虐待防止措置未実施」については、児童発達支援と同様であるため、22⑬を準用すること。
- ⑨ 「業務継続計画未策定」については、児童発達支援と同様であるため、22⑭を準用すること。
- ⑩ 「情報公表未報告」については、児童発達支援と同様であるため、22⑮を準用すること。
- ⑪ 「福祉専門職員配置等」については、通所支援報酬告示別表2第3、6の福祉専門職員配置等加算の注1に該当する場合に「5. I」と、注2に該当する場合に「3. II」と、注3に該当する場合に「4. III」と記載させること。また、(別紙3-1)「福祉専門職員配置等加算に関する届出書(療養介護・生活介護・自立訓練(機能訓練・生活訓練)・就労移行支援・就労継続支援・自立生活援助・共同生活援助・児童発達支援・放課後等デイサービス・福祉型障害児入所施設・医療型障害児入所施設)」を添付させること。
- ⑫ 「食事提供加算区分」については、通所支援報酬告示別表2第3の4の食事提供加算イに該当する場合には「2. I」と、ロに該当する場合には「3. II」と記載すること。また、(別紙65)「食事提供加算届出書」を添付させること。
- ⑬ 「送迎体制(重度)」については、児童発達支援と同様であるため、22⑳を準用すること。
- ⑭ 「送迎体制(医ケア)」については、児童発達支援と同様であるため、22㉑を準用すること。
- ⑮ 「入浴支援体制」については、児童発達支援と同様であるため、22㉒を準用すること。
- ⑯ 「保育職員加配」については、通所支援報酬告示別表2第3の13注2に該当する場合に「4. II」と、「4. II」以外で、注1に該当する場合に「3. I」と記載させること。また、(別紙76)「保育職員加配加算に関する届出書」を添付させること。
- ⑰ 「延長支援体制」については、長官基準第12号の16に適合する場合に、「2. あり」と記載させること。また、(別紙68)「延長支援加算に関する届出書」を添付させること。
- ⑱ 通所支援報酬告示別表2第3、8に規定する通り「理学療法士等による支援が必要な障害児に対する支援その他の専門的な支援の強化を図るために、理学療法士等を1以上配置する」場合には、(別紙70)「専門的支援実施加算に関する届出書」を添付させること。
- ⑲ 「福祉・介護職員等処遇改善加算対象」については、児童発達支援と同様であるため、22㉓を準用すること。
- ⑳ 「指定管理者制度適用区分」については、該当する区分を記載させること。
- ㉑ 「地域生活支援拠点等」については、該当する区分を記載させること。

24 放課後等デイサービス

※基準該当放課後等デイサービスについては、(別紙1-2)「障害児通所・入所給付費の算定に係る体制等状況一覧表」に加え、(別紙58)「基準該当児童

発達支援・基準該当放課後等デイサービスの報酬算定区分に関する届出書」、
その他必要な添付書類を届け出させること。

- ① 「定員規模」については、定員数を記入させること。
- ② 「主たる障害種別」については、指定通所基準第 66 条第 4 項に規定する基準を満たしている場合に「2. 重症心身障害」と記載させること。また、指定放課後等デイサービス事業所については、(別紙 59)「指定児童発達支援・指定放課後等デイサービスの報酬算定区分に関する届出書」を添付させること。
- ③ 「定員超過」については、障害児の数の基準等告示第 3 号イの表に該当する場合に「2. あり」と記載させること。
- ④ 「開所時間減算」については、障害児の数の基準等告示第 3 号ハの表に該当する場合に「2. あり」と記載させること。
- ⑤ 「開所時間減算区分」については、「開所時間減算」が「2. あり」の場合に、障害児の数の基準等告示第 3 号ハの表に規定する指定放課後等デイサービス等の営業時間について該当する区分を記載させること。
- ⑥ 「職員欠如」については、児童指導員又は保育士の員数を満たしていないために障害児の数の基準等告示第 3 号ロに該当する場合に「2. あり」と記載させること。
- ⑦ 「児童発達支援管理責任者欠如」については、児童発達支援管理責任者の員数を満たしていないために 障害児の数の基準等告示第 3 号ロに該当する場合に「2. あり」と記載させること。
- ⑧ 「自己評価結果等未公表減算」については、指定通所基準第 71 条、第 71 条の 2 又は第 71 条の 6 において準用する指定通所基準第 26 条第 7 項に規定する基準に適合しているものとして、(別紙 60)「自己評価結果等の公表状況に関する届出書」による届出がされていない場合に、「2. あり」と記載させること。
- ⑨ 「支援プログラム未公表減算」については、指定通所基準第 71 条、第 71 条の 2 又は第 71 条の 6 において準用する指定通所基準第 26 条第 7 項に規定する基準に適合しているものとして、(別紙 61)「支援プログラムの公表状況に関する届出書」による届出がされていない場合に、「2. あり」と記載させること。
- ⑩ 「身体拘束廃止未実施」については、指定通所基準第 71 条、第 71 条の 2 又は第 71 条の 6 において準用する指定通所基準第 44 条第 2 項又は第 3 項に規定する基準を満たしていない場合に、「2. あり」と記載させること。
- ⑪ 「虐待防止措置未実施」については、指定通所基準第 71 条、第 71 条の 2 又は第 71 条の 6 において準用する指定通所基準第 45 条第 2 項に規定する基準を満たしていない場合に、「2. あり」と記載させること。
- ⑫ 「業務継続計画未策定」については、指定通所基準第 71 条、第 71 条の 2 又は第 71 条の 6 において準用する指定通所基準第 38 条の 2 第 1 項に規定する基準を満たしていない場合に、「2. あり」と記載させること。
- ⑬ 「情報公表未報告」については、児童発達支援と同様であるため、22⑩を準用すること。
- ⑭ 「児童指導員等加配体制」については、通所支援報酬告示別表第 3 の 1 注 7 のイ(1)又はロ(1)に該当する場合に「6. 常勤専従(経験 5 年以上)」と、同イ(2)又はロ(2)に該当する場合に「7. 常勤専従(経験 5 年未満)」と、同

- イ(3)又はロ(3)に該当する場合に「8. 常勤換算（経験5年以上）」と、同イ(4)又はロ(4)に該当する場合に「9. 常勤換算（経験5年未満）」と、同イ(5)又はロ(5)に該当する場合に「4. その他従業者」と記載させること。また、（別紙62）「児童指導員等加配加算に関する届出書」を添付させること。
- ⑮ 「看護職員加配体制（重度）」については、長官基準第9号イに該当する場合に「2. I」と、同第9号ロに該当する場合に「3. II」と記載させること。また、（別紙63）「看護職員加配加算に関する届出書」を添付させること。
- ⑯ 「福祉専門職員配置等」については、通所支援報酬告示別表第3の4注1に該当する場合に「5. I」と、注2に該当する場合に「3. II」と、注3に該当する場合に「4. III」と記載させること。また、（別紙3-1）「福祉専門職員配置等加算に関する届出書（療養介護・生活介護・自立訓練（機能訓練・生活訓練）・就労移行支援・就労継続支援・自立生活援助・共同生活援助・児童発達支援・放課後等デイサービス・福祉型障害児入所施設・医療型障害児入所施設）」を添付させること。
- ⑰ 「強度行動障害加算体制」については、長官児童等告示第8号の2イに適合する強度の行動障害を有する就学児に対し、長官児童等告示第1号の8に適合する指定放課後等デイサービス又は共生型放課後等デイサービスを行う場合に「3. I」と、長官児童等告示第8号の2ロに適合する強度の行動障害を有する就学児に対し、長官児童等告示第8号の3ロに適合する指定放課後等デイサービス又は共生型放課後等デイサービスを行う場合に「4. II」と記載させること。また、（別紙66-2）「強度行動障害児支援加算に関する届出書（放課後等デイサービス）」を添付させること。
- ⑱ 「送迎体制（重度）」については、児童発達支援と同様であるため、22⑳を準用すること。
- ⑲ 「送迎体制（医ケア）」については、児童発達支援と同様であるため、22㉑を準用すること。
- ⑳ 「延長支援体制」については、長官基準第10号の7又は第11号に適合する場合に、「2. あり」と記載させること。また、（別紙68）「延長支援加算に関する届出書」を添付させること。
- ㉑ 「専門的支援加算体制」については、通所支援報酬告示別表第3注8に規定する理学療法士等を、放課後等デイサービス給付費の算定に必要な従業者の員数（児童指導員等加配加算を算定している場合は、当該加算の算定に必要な従業者の員数を含む。）に加え、1以上配置している場合に、「2. あり」と記載させること。また、（別紙69）「専門的支援体制加算に関する届出書」を添付させること。
- ㉒ 通所支援報酬告示別表第3、6に規定する通り「理学療法士等による支援が必要な就学児に対する専門的な支援の強化を図るために、理学療法士等を1以上配置する」場合には、（別紙70）「専門的支援実施加算に関する届出書」を添付させること。
- ㉓ 「中核機能強化事業所加算対象」については、児童発達支援と同様であるため、22㉑を準用すること。
- ㉔ 「個別サポート体制（I）」については、長官基準第10号に該当する場合に「2. あり」と記載させること。また、（別紙77）「個別サポート加算（I）」に関する届出書」を添付させること。

- ②⑤ 「視覚・聴覚等支援体制」については、通所支援報酬告示別表第3、6の5注に規定する「専門性を有する者」を1以上配置している場合に、「2. あり」と記載させること。また、(別紙72)「視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算に関する届出書」を添付させること。
 - ②⑥ 「人工内耳装用児支援体制」については、通所支援報酬告示別表第3、6の4注に規定する「言語聴覚士」を1以上配置している場合に「2. あり」と記載させること。また、(別紙73)「人工内耳装用児支援加算に関する届出書」を添付させること。
 - ②⑦ 「入浴支援体制」については、児童発達支援と同様であるため、22③②を準用すること。
 - ②⑧ 「福祉・介護職員等処遇改善加算対象」については、児童発達支援と同様であるため、22③③を準用すること。
 - ②⑨ 「指定管理者制度適用区分」については、該当する区分を記載させること。
 - ③⑩ 「共生型サービス対象区分」については、指定通所基準第71条の2に規定する共生型放課後等デイサービスの事業を行う場合に「2. 該当」と記載させること。
 - ③⑪ 「共生型サービス体制強化」については、「共生型サービス対象区分」欄が「2. 該当」であって、通所支援報酬告示別表第3、1の注10イに該当する場合に「2. I」と、同ロに該当する場合に「3. II」と、同ハに該当する場合に「4. III」と記載させること。また、(別紙75)「共生型サービス体制強化加算・共生型サービス医療的ケア児支援加算に関する届出書」を添付させること。
 - ③⑫ 「共生型サービス体制強化(医療的ケア)」については、通所支援報酬告示別表第3の10の5注に規定するとおり、看護職員又は認定特定行為業務従事者を1以上配置し、地域に貢献する活動を行っている場合に、「2. あり」と記載させること。また、(別紙75)「共生型サービス体制強化加算・共生型サービス医療的ケア児支援加算に関する届出書」を添付させること。
 - ③⑬ 「地域生活支援拠点等」については、該当する区分を記載させること。
- 25 保育所等訪問支援
- ① 「訪問支援員特別体制」については、長官児童等告示第10号の6イ又はロに適合する者を1以上配置している場合に「2. あり」と記載させること。また、(別紙78)「訪問支援員に関する届出書(訪問支援員特別加算・多職種連携加算・ケアニーズ対応加算関係)」を添付させること。
 - ② 「児童発達支援管理責任者欠如」については、障害児の数の基準等告示第3号の3に該当する場合に、「2. あり」と記載させること。
 - ③ 「自己評価結果等未公表減算」については、指定通所基準第79条において準用する指定通所基準第26条第7項に規定する基準に適合しているものとして、(別紙60)「自己評価結果等の公表状況に関する届出書」による届出がされていない場合に、「2. あり」と記載させること。
 - ④ 「身体拘束廃止未実施」については、指定通所基準第79条において準用する指定通所基準第44条第2項又は第3項に規定する基準を満たしていない場合に、「2. あり」と記載させること。
 - ⑤ 「虐待防止措置未実施」については、指定通所基準第79条において準用する指定通所基準第45条第2項に規定する基準を満たしていない場合に、「2. あり」と記載させること。

- ⑥ 「業務継続計画未策定」については、指定通所基準第 79 条において準用する指定通所基準第 38 条の 2 第 1 項に規定する基準を満たしていない場合に、「2. あり」と記載させること。
 - ⑦ 「情報公表未報告」については、児童発達支援と同様であるため、22⑮を準用すること。
 - ⑧ 「多職種連携支援体制」については、通所支援報酬告示別表第 5 の 1 の 5 注に規定するとおり、「異なる専門性を有する 2 以上の訪問支援員」を配置している場合に、「2. あり」と記載させること。また、(別紙 78)「訪問支援員に関する届出書(訪問支援員特別加算・多職種連携加算・ケアニーズ対応加算関係)」を添付させること。
 - ⑨ 長官児童等告示第 10 号の 6 に適合する者を 1 以上配置しており、通所支援報酬告示別表第 5、1 の 6 のケアニーズ対応加算を算定する場合には、(別紙 78)「訪問支援員に関する届出書(訪問支援員特別加算・多職種連携加算・ケアニーズ対応加算関係)」を添付させること。
 - ⑩ 「強度行動障害加算体制」については、長官児童等告示第 10 号の 8 に適合する強度の行動障害を有する児童に対し、長官児童等告示第 10 号の 9 に適合する指定保育所等訪問支援を行う場合に、「2. あり」と記載させること。また、(別紙 66-1)「強度行動障害児支援加算に関する届出書(児童発達支援・居宅訪問型児童発達支援・保育所等訪問支援)」を添付させること。
 - ⑪ 「福祉・介護職員等処遇改善加算対象」については、長官児童等告示第 10 号の 3 イに適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施している場合に「2. I」と、同号ロに適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施している場合に「4. III」と、同号ハに適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施している場合に「5. IV」と記載させること。
 - ⑫ 「指定管理者制度適用区分」については、該当する区分を記載させること。
 - ⑬ 「地域生活支援拠点等」については、該当する区分を記載させること。
- 26 居宅訪問型児童発達支援
- ① 「訪問支援員特別体制」については、長官児童等告示第 10 号の 2 の 2 イ又はロに適合する者を 1 以上配置している場合に「2. あり」と記載させること。また、(別紙 78)「訪問支援員に関する届出書(訪問支援員特別加算・多職種連携加算・ケアニーズ対応加算関係)」を添付させること。
 - ② 「児童発達支援管理責任者欠如」については、障害児の数の基準等告示第 3 号の 2 に該当する場合に「2. あり」と記載させること。
 - ③ 「支援プログラム未公表減算」については、指定通所基準第 71 条の 14 において準用する指定通所基準第 26 条の 2 に規定する基準に適合しているものとして、(別紙 61)「支援プログラムの公表状況に関する届出書」による届出がされていない場合に、「2. あり」と記載させること。
 - ④ 「身体拘束廃止未実施」については、指定通所基準第 71 条の 14 において準用する指定通所基準第 44 条第 2 項又は第 3 項に規定する基準を満たしていない場合に、「2. あり」と記載させること。
 - ⑤ 「虐待防止措置未実施」については、指定通所基準第 71 条の 14 において準用する指定通所基準第 45 条第 2 項に規定する基準を満たしていない場合に、「2. あり」と記載させること。

- ⑥ 「業務継続計画未策定」については、指定通所基準第 71 条の 14 において準用する指定通所基準第 38 条の 2 第 1 項に規定する基準を満たしていない場合に、「2. あり」と記載させること。
 - ⑦ 「情報公表未報告」については、児童発達支援と同様であるため、22⑮を準用すること。
 - ⑧ 「多職種連携支援体制」については、通所支援報酬告示別表第 4 の 1 の 4 注に規定するとおり、「異なる専門性を有する 2 以上の訪問支援員」を配置している場合に、「2. あり」と記載させること。また、(別紙 78)「訪問支援員に関する届出書(訪問支援員特別加算・多職種連携加算・ケアニーズ対応加算関係)」を添付させること。
 - ⑨ 「強度行動障害加算体制」については、長官児童等告示第 10 号の 2 の 3 に適合する強度の行動障害を有する児童に対し、長官児童等告示第 10 号の 2 の 4 に適合する指定居宅訪問型児童発達支援を行う場合に「2. あり」と記載させること。また、(別紙 66-1)「強度行動障害児支援加算に関する届出書(児童発達支援・居宅訪問型児童発達支援・保育所等訪問支援)」を添付させること。
 - ⑩ 「福祉・介護職員等処遇改善加算対象」については、保育所等訪問支援と同様であるため、25⑩を準用すること。
 - ⑪ 「指定管理者制度適用区分」については、該当する区分を記載させること。
 - ⑫ 「地域生活支援拠点等」については、該当する区分を記載させること。
- 27 福祉型障害児入所施設
- ① 「定員規模」については、定員数を記入させること。
 - ② 「施設等区分」については、入所支援報酬告示別表第 1 の 1 福祉型障害児入所施設給付費において算定する区分に応じて、該当する区分を記載させること。
 - ③ 「主たる障害種別」については、入所支援報酬告示別表第 1 の 1 福祉型障害児入所施設給付費において算定する区分に応じて、該当する区分を記載させること。
 - ④ 「重度障害児入所棟設置(知的・自閉)」については、長官基準第 13 号イに適合する場合に、「2. あり」と記載させること。また、(別紙 79-1)「重度障害児支援加算に関する届出書」を添付させること。
 - ⑤ 「重度肢体不自由児入所棟設置」については、長官基準第 13 号ロに適合する場合に、「2. あり」と記載させること。また、(別紙 79-1)「重度障害児支援加算に関する届出書」を添付させること。
 - ⑥ 「定員超過」については、障害児の数の基準等告示第 4 号の表に該当する場合に「2. あり」と記載させること。
 - ⑦ 「身体拘束廃止未実施」については、児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成 24 年厚生労働省令第 16 号。以下「指定入所基準」という。)第 41 条第 2 項又は第 3 項に規定する基準に適合していない場合に、「2. あり」と記載させること。
 - ⑧ 「虐待防止措置未実施」については、指定入所基準第 42 条第 2 項に規定する基準を満たしていない場合に、「2. あり」と記載させること。
 - ⑨ 「業務継続計画未策定」については、指定入所基準第 35 条の 2 第 1 項に規定する基準を満たしていない場合に、「2. あり」と記載させること。

- ⑩ 「情報公表未報告」については、児童発達支援と同様であるため、22⑮を準用すること。
- ⑪ 「日中活動支援体制」については、長官基準第12号の17に適合する場合に、「2. あり」と記載させること。また、(別紙80)「日中活動支援加算に関する届出書」を添付させること。
- ⑫ 「重度障害児支援(強度行動障害)」については、「重度障害児入所棟設置(知的・自閉)」欄又は「重度肢体不自由児入所棟設置」欄が「2. あり」であって、長官基準第13号の2に適合する場合に、「2. あり」と記載させること。また、(別紙79-2)「重度障害児支援加算(実践研修等修了分)に関する届出書」を添付させること。
- ⑬ 「強度行動障害加算体制」については、長官基準第14号に適合する場合に、以下の区分につきそれぞれ次に示す通り記載させること。また、(別紙81)「強度行動障害児特別支援加算に関する届出書(福祉型障害児入所施設・医療型障害児入所施設)」を添付させること。
- ・ 入所支援報酬告示別表第1の1注7のロの強度行動障害児特別支援加算(Ⅱ)を算定できる体制がある場合 「4. Ⅱ」
 - ・ 上記以外 「3. Ⅰ」
- ⑭ 「心理担当職員配置体制」については、長官基準第15号に適合し、かつ入所支援報酬告示別表第1の1注10に規定する公認心理師を1人以上配置している場合に「3. Ⅱ」と、「3. Ⅱ」以外であって長官基準第15号に適合する場合に「2. Ⅰ」と記載させること。また、(別紙82-1)「心理担当職員配置加算・要支援児童加算に関する届出書」及び(別紙82-2)「心的外傷のため心理支援を必要とする障害児名簿(心理担当職員配置加算関係)」を添付させること。
- ⑮ 「看護職員配置体制」については、入所支援報酬告示別表第1の1注11に規定する「看護職員」を指定入所基準に定める員数の従業者に加え1以上配置している場合に「2. Ⅰ」と、長官基準第15号の2に適合する場合に「3. Ⅱ」と記載させること。また、(別紙83)「看護職員配置加算に関する届出書」を添付させること。
- ⑯ 「児童指導員等加配体制」については、指定入所基準に定める員数の従業者に加え、入所支援報酬告示別表第1の1注13に規定する「理学療法士等」を1以上配置する場合に「2. 専門職員(理学療法士等)」と、「2. 専門職員(理学療法士等)」以外であって同注13に規定する「児童指導員等」を1以上配置する場合に「3. 児童指導員等」と記載させること。また、(別紙84)「児童指導員等加配加算に関する届出書(福祉型障害児入所施設)」を添付させること。
- ⑰ 「自活訓練体制(Ⅰ)」については、「自活訓練体制(Ⅱ)」欄が「1. なし」であって長官基準第16号に適合する場合に、「2. あり」と記載させること。また、(別紙85-1)「自活訓練加算に関する届出書」及び(別紙85-2)「自活訓練を必要とする障害児名簿等(自活訓練加算関係)」を添付させること。
- ⑱ 「自活訓練体制(Ⅱ)」については、長官基準第16号に適合し、かつ入所支援報酬告示別表第1の3注2に規定するとおり「自活訓練を行うための居室をそれ以外の居室がある建物の同一敷地内に確保することが困難である」場合に、「2. あり」と、それ以外の場合に「1. なし」と記載させること。

また、「2. あり」の場合は（別紙 85-1）「自活訓練加算に関する届出書」及び（別紙 85-2）「自活訓練を必要とする障害児名簿等（自活訓練加算関係）」を添付させること。

- ⑲ 「福祉専門職員配置等」については、入所支援報酬告示別表第 1 の 5 注 1 に該当する場合に「5. I」と、注 2 に該当する場合に「3. II」と、注 3 に該当する場合に「4. III」と記載させること。また、（別紙 3-1）「福祉専門職員配置等加算に関する届出書（療養介護・生活介護・自立訓練（機能訓練・生活訓練）・就労移行支援・就労継続支援・自立生活援助・共同生活援助・児童発達支援・放課後等デイサービス・福祉型障害児入所施設・医療型障害児入所施設）」を添付させること。
- ⑳ 「栄養士配置体制」については、入所支援報酬告示別表第 1 の 7 イを算定する際に常勤の管理栄養士を 1 名以上配している場合に「4. 常勤管理栄養士」と、同イを算定する際に常勤の栄養士を 1 名以上配置している場合に「3. 常勤栄養士」と、同ロを算定する際に管理栄養士又は栄養士を 1 以上配置している場合に「2. その他栄養士」と記載させること。また、（別紙 86）「栄養士配置加算・栄養マネジメント加算に関する届出書」を添付させること。
- ㉑ 入所支援報酬告示別表第 1、8 の栄養マネジメント加算の注イからニまでに掲げるいずれの基準にも適合する場合は、（別紙 86）「栄養士配置加算・栄養マネジメント加算に関する届出書」を添付させること。
- ㉒ 「小規模グループケア体制」については、長官基準第 17 号に適合する場合に該当する区分を記載させること。また、（別紙 87-1）「小規模グループケア加算に関する届出書」を添付させること。
- ㉓ 「小規模グループケア体制（サテライト型）」については、長官基準第 17 号の 2 に適合する場合に「2. あり」と記載させること。また、（別紙 87-2）「小規模グループケア加算（サテライト型）に関する届出書」を添付させること。
- ㉔ 「ソーシャルワーカー配置体制」については、障害児が指定福祉型障害児入所施設に入所し、又は退所後に地域における生活に移行するに当たり、障害児の家族及び地域との連携の強化を図るために、指定入所基準に定める員数の従業者に加え、入所支援報酬告示別表第 1 の 1 注 14 に規定する「社会福祉士等」を 1 以上配置している場合に、「2. あり」と記載させること。また、（別紙 88）「ソーシャルワーカー配置加算に係る届出書」を添付させること。
- ㉕ 「要支援児童加算（Ⅱ）体制」については、長官基準第 16 号の 2 に適合する場合に「2. あり」と記載させること。また、（別紙 82-1）「心理担当職員配置加算・要支援児童加算に関する届出書」を添付させること。
- ㉖ 「福祉・介護職員等処遇改善加算対象」については、児童発達支援と同様であるため、22㉓を準用すること。
- ㉗ 「指定管理者制度適用区分」については、該当する区分を記載させること。
- ㉘ 「地域生活支援拠点等」については、該当する区分を記載させること。
- ㉙ 「障害者施設等感染対策向上体制」については、入所支援報酬告示別表第 1 の 9 の 2 注 1 に該当する場合に「2. I」と、注 2 に該当する場合に「3. II」と、注 1 及び注 2 のいずれにも該当する場合に「4. III」と記載させること。また、（別紙 22）「障害者支援施設等感染対策向上加算に関する届出書」を添付させること。

28 医療型障害児入所施設

- ① 「定員規模」については、定員数を記入させること。
- ② 「施設等区分」については、指定入所基準第2条第2号に規定する指定医療型障害児入所施設に該当する場合に「1. 医療型障害児入所施設」と、児童福祉法第7条第2項に規定する指定発達支援医療機関に該当する場合に「2. 指定発達支援医療機関」と記載させること。
- ③ 「重度障害児入所棟設置（知的・自閉）」については、長官基準第18号イに適合する場合に、「2. あり」と記載させること。また、(別紙79-1)「重度障害児支援加算に関する届出書」を添付させること。
- ④ 「重度肢体不自由児入所棟設置」については、長官基準第18号ロに適合する場合に、「2. あり」と記載させること。また、(別紙79-1)「重度障害児支援加算に関する届出書」を添付させること。
- ⑤ 「定員超過」については、福祉型障害児入所施設と同様であるため、27⑥を準用すること。
- ⑥ 「身体拘束廃止未実施」については、指定入所基準第57条において準用する指定入所基準第41条第2項又は第3項に規定する基準に適合していない場合に、「2. あり」と記載させること。
- ⑦ 「虐待防止措置未実施」については、指定入所基準第57条において準用する指定入所基準第42条第2項に規定する基準を満たしていない場合に、「2. あり」と記載させること。
- ⑧ 「業務継続計画未策定」については、指定入所基準第57条において準用する指定入所基準第35条の2第1項に規定する基準を満たしていない場合に、「2. あり」と記載させること。
- ⑨ 「情報公表未報告」については、児童発達支援と同様であるため、22⑮を準用すること。
- ⑩ 「重度障害児支援（強度行動障害）」については、福祉型障害児入所施設と同様であるため、27⑫を準用すること。
- ⑪ 「強度行動障害加算体制」については、長官基準第14号に適合する場合に、以下の区分に応じそれぞれ示す通り記載させること。また、(別紙81)「強度行動障害児特別支援加算に関する届出書（福祉型障害児入所施設・医療型障害児入所施設）」を添付させること。
 - ・ 入所支援報酬告示別表第2の1注5の2ロの強度行動障害児特別支援加算（Ⅱ）を算定できる体制がある場合 「4. Ⅱ」
 - ・ 上記以外 「3. Ⅰ」
- ⑫ 「心理担当職員配置体制」については、長官基準第18号の4に適合し、かつ入所支援報酬告示別表第2の1注8に規定する公認心理師を1人以上配置する場合に「3. Ⅱ」と、「3. Ⅱ」以外であって同じく長官基準第18号の4に適合する場合に「2. Ⅰ」と記載させること。また、(別紙82-1)「心理担当職員配置加算・要支援児童加算に関する届出書」及び(別紙82-2)「心的外傷のため心理支援を必要とする障害児名簿（心理担当職員配置加算関係）」を添付させること。
- ⑬ 「自活訓練体制（Ⅰ）」については、「自活訓練体制（Ⅱ）」欄が「1. なし」であって長官基準第19号に適合する場合に、「2. あり」と記載させること。また、(別紙85-1)「自活訓練加算に関する届出書」及び(別紙85-2)

「自活訓練を必要とする障害児名簿等（自活訓練加算関係）」を添付させること。

- ⑭ 「自活訓練体制（Ⅱ）」については、長官基準第 19 号に適合し、かつ入所支援報酬告示別表第 2 の 2 注 2 に規定するとおり「自活訓練を行うための居室をそれ以外の居室がある建物の同一敷地内に確保することが困難である」場合に「2. あり」と、それ以外の場合に「1. なし」と記載させること。また、「2. あり」の場合は（別紙 85-1）「自活訓練加算に関する届出書」及び（別紙 85-2）「自活訓練を必要とする障害児名簿等（自活訓練加算関係）」を添付させること。
- ⑮ 「福祉専門職員配置等」については、入所支援報酬告示別表第 2 の 3 注 1 に該当する場合に「5. Ⅰ」と、注 2 に該当する場合に「3. Ⅱ」と、注 3 に該当する場合に「4. Ⅲ」と記載させること。また、（別紙 3-1）「福祉専門職員配置等加算に関する届出書（療養介護・生活介護・自立訓練（機能訓練・生活訓練）・就労移行支援・就労継続支援・自立生活援助・共同生活援助・児童発達支援・放課後等デイサービス・福祉型障害児入所施設・医療型障害児入所施設）」を添付させること。
- ⑯ 「保育職員加配」については、入所支援報酬告示別表第 2 の 3 の 2 注 1 に規定するとおり、指定入所基準に定める員数の従業者に加え児童指導員又は保育士を 1 以上配置している場合及び長官基準第 19 号の 2 に適合する場合に、「2. あり」と記載させること。また、（別紙 76）「保育職員加配加算に関する届出書」を添付させること。
- ⑰ 「小規模グループケア体制」については、長官基準第 20 号に適合する場合に該当する区分を記載させること。また、（別紙 87-1）「小規模グループケア加算に関する届出書」を添付させること。
- ⑱ 「ソーシャルワーカー配置体制」については、障害児が指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関に入所し、又は退所後に地域における生活に移行するに当たり、障害児の家族及び地域との連携の強化を図るために、指定入所基準に定める員数の従業者に加え、入所支援報酬告示別表第 2 の 1 注 9 に規定する「社会福祉士等」を 1 以上配置している場合に、「2. あり」と記載させること。また、（別紙 88）「ソーシャルワーカー配置加算に係る届出書」を添付させること。
- ⑲ 「要支援児童加算（Ⅱ）体制」については、福祉型障害児入所施設と同様であるため、27⑮を準用すること。
- ⑳ 「福祉・介護職員等処遇改善加算対象」については、児童発達支援と同様であるため、22⑳を準用すること。
- ㉑ 「指定管理者制度適用区分」については、該当する区分を記載させること。
- ㉒ 「地域生活支援拠点等」については、該当する区分を記載させること。

29 障害児相談支援

- ① 「相談支援機能強化型体制」については、該当する区分を記載させること。
- ② 「虐待防止措置未実施」については、児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 29 号。以下「指定相談基準」という。）第 28 条の 2 に規定する基準を満たしていない場合に、「2. あり」と記載させること。
- ③ 「業務継続計画未策定」については、指定相談基準第 20 条の 2 に規定する基準を満たしていない場合に、「2. あり」と記載させること。

- ④ 「情報公表未報告」については、児童発達支援と同様であるため、22⑮を準用すること。
- ⑤ 「行動障害支援体制」については、児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づきこども家庭庁長官が定める基準（平成27年厚生労働省告示第181号。以下「指定障害児相談支援に関する長官基準」という。）第6号イに適合する場合に「3. I」と、ロに適合する場合に「2. II」と記載させること。また、(別紙44)「体制加算に関する届出書（相談支援事業所）（行動障害支援体制加算・要医療児者支援体制加算・精神障害者支援体制加算・高次脳機能障害支援体制加算）」を添付させること。
- ⑥ 「要医療児者支援体制」については、指定障害児相談支援に関する長官基準第7号イに該当する場合に「3. I」と、ロに該当する場合に「2. II」と記載させること。また、(別紙44)「体制加算に関する届出書（相談支援事業所）（行動障害支援体制加算・要医療児者支援体制加算・精神障害者支援体制加算・高次脳機能障害支援体制加算）」を添付させること。
- ⑦ 「精神障害者支援体制」については、指定障害児相談支援に関する長官基準第8号イに該当する場合に「3. I」と、ロに該当する場合に「2. II」と記載させること。また、(別紙44)「体制加算に関する届出書（相談支援事業所）（行動障害支援体制加算・要医療児者支援体制加算・精神障害者支援体制加算・高次脳機能障害支援体制加算）」を添付させること。
- ⑧ 「主任相談支援専門員配置」については、専ら指定障害児相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が主任相談支援専門員である指定障害児相談支援事業所において、当該主任相談支援専門員が、指定障害児相談支援に関する長官基準第4号イに従い、従業員に対しその資質の向上のための研修を実施する場合に「3. I」と、同号ロに従い同様の研修を実施する場合に「2. II」と記載させること。また、(別紙42)「主任相談支援専門員配置加算に関する届出書」を添付させること。
- ⑨ 「ピアサポート体制」については、指定障害児相談支援に関する長官基準第10号に適合する場合に、「2. 該当」と記載させること。また、(別紙25)「ピアサポート体制加算に関する届出書」を添付させること。
- ⑩ 「地域生活支援拠点等」については、指定障害児相談支援に関する長官基準第11号に該当する場合に「2. 該当」と、それ以外の場合に「1. 非該当」と記載させること。また、「2. 該当」の場合、(別紙47)「地域生活支援拠点等に関連する加算の届出」を添付させること。
- ⑪ 「地域体制強化共同支援加算対象」については、指定障害児相談支援に関する長官基準第12号に適合する場合に「2. あり」と記載させること。また、(別紙45)「地域体制強化共同支援加算に関する届出書」を添付させること。
- ⑫ 「地域生活支援拠点等機能強化体制」については、「地域生活支援拠点等」欄が「1. 非該当」であって、指定障害児相談支援に関する長官基準第2号に適合する場合に「2. あり」と記載させること。また、(別紙36)「地域生活支援拠点等機能強化加算に関する届出書」を添付させること。
- ⑬ 「高次脳機能障害支援体制」については、指定障害児相談支援に関する長官基準第9号イに該当する場合に「3. I」と、ロに該当する場合に「2.

Ⅱ」と記載させること。また、(別紙 44)「体制加算に関する届出書(相談支援事業所)(行動障害支援体制加算・要医療児者支援体制加算・精神障害者支援体制加算・高次脳機能障害支援体制加算)」を添付させること。